

第10回 東京都北区景観づくり審議会 送付資料一覧

会議の進行に関する資料

- 東京都北区景観づくり審議会委員名簿

視察に関する資料

資料1

- ・ 第10回東京都北区景観づくり審議会 視察行程等予定表 …… 1-1
- ・ 各施設の概要（令和4年7月選定の建造物）に関する資料 …… 1-2
- ・ カトリック赤羽教会に関する資料 …… 1-3
- ・ 中央図書館パンフレット …… 1-4
- ・ 中央公園文化センターに関する資料 …… 1-5
- ・ 東京都選定歴史的建造物パンフレット（抜粋） …… 【参考資料】

議事に関する資料

令和4年度 景観届出等の状況報告

資料2

- ・ 北区景観づくり条例に基づく景観届出等の状況 …… 2-1
- ・ 景観形成重点地区西が丘地区における包括処理報告 …… 2-2
- ・ 建築物等の景観届出事例〈審査〉 …… 2-3

第10回 東京都北区景観づくり審議会 次第

令和5年3月23日(木)
視 察 終 了 後
北区役所第一庁舎第二委員会室

- | | | | |
|---|---------|---|------------|
| 1 | 開 | 会 | まちづくり部長 |
| 2 | 委員等の紹介 | | まちづくり部長 |
| 3 | 出席委員数報告 | | 都市計画課 |
| 4 | 資料の確認 | | 都市計画課 |
| 5 | 議 | 事 | 景観づくり審議会会長 |

(1) 視察についての意見交換

(2) 令和4年度 景観届出等の状況報告

- | | | | |
|---|---|---|---------|
| 6 | 閉 | 会 | まちづくり部長 |
|---|---|---|---------|

東京都北区景観づくり審議会委員名簿

(令和5年2月20日現在)

第一号委員（学識経験者）

北原 理雄	(きたはら としお)	千葉大学名誉教授（建築）
吉村 晶子	(よしむら あきこ)	名城大学教授（工学）
雨宮 護	(あめみや まもる)	筑波大学准教授（システム情報系社会工学）
村井 祐二	(むらい ゆうじ)	(株)計画設計・インテグラ代表取締役 (北区景観アドバイザー)
丸山 吉栄	(まるやま よしひで)	(一社)東京都建築士事務所協会北支部長

第二号委員（区議会議員）

すどう あきお	(すどう あきお)	区議会議員
永沼 かつゆき	(ながぬま かつゆき)	区議会議員
永井 朋子	(ながい ともこ)	区議会議員
赤江 なつ	(あかえ なつ)	区議会議員

第三号委員（区民）

安住 孝史	(やすずみ たかし)	画家
遠藤 千代美	(えんどう ちよみ)	元美しい景観をつくる都民会議会員
宮川 淳子	(みやかわ じゅんこ)	北区スクールコーディネーター連絡協議会代表
矢吹 静子	(やぶき しずこ)	北区男女共同参画審議会委員

第四号委員（関係行政機関）

出口 桂輔	(でぐち けいすけ)	国土交通省関東地方整備局 荒川下流河川事務所長
城田 峰生	(しろた みねお)	東京都建設局第六建設事務所長
佐野 恭一	(さの きょういち)	警視庁赤羽警察署長

第五号委員（区職員）

中嶋 稔	(なかじま みのる)	政策経営部長
松田 秀行	(まつだ ひでゆき)	地域振興部長
雲出 直子	(くもで なおこ)	生活環境部長

視察に関する資料

- 第10回東京都北区景観づくり審議会 視察行程等予定表 . . . 1-1
- 各施設の概要（令和4年7月選定の建造物）に関する資料 . . . 1-2
- カトリック赤羽教会に関する資料 . . . 1-3
- 中央図書館パンフレット . . . 1-4
- 中央公園文化センターに関する資料 . . . 1-5
- 東京都選定歴史的建造物パンフレット（抜粋） . . . 【参考資料】

第 10 回東京都北区景観づくり審議会 視察行程等予定表


○日 時：令和 5 年 3 月 23 日（木）14：00～


○視察場所：東京都選定歴史的建造物（令和 4 年 7 月選定 3 件）
カトリック赤羽教会、中央図書館、中央公園文化センター


○人 数：25 名程度（東京都北区景観づくり審議会委員、北区職員）

○視察行程等予定表

集 合：カトリック赤羽教会 聖堂入口前現地集合 人数確認、資料配布、行程説明等 <u>※集合場所については別紙の案内図をご参照ください。</u>	14：00
1. カトリック赤羽教会視察 [20分程度] 説明：平神父（カトリック赤羽教会） 聖堂の外観、内観を視察	14：05 14：25
中央図書館へ移動 ㊿（マイクロバス・庁有車にて）[15分]	
2. 中央図書館視察 [30分程度] 説明：山口隆太郎 学芸員（北区飛鳥山博物館） 外観、内観はレンガ壁、フィントラス、ラチス柱を視察	14：40 15：10
中央公園文化センターへ移動 ↑（徒歩）[10分]	
3. 中央公園文化センター視察 [15分程度] 説明：山口隆太郎 学芸員（北区飛鳥山博物館） 外観のみ視察、内観の視察はなし	15：20 15：35
区役所第一庁舎第二委員会室へ移動 ㊿（マイクロバス・庁有車にて）[5分] トイレ休憩 [10分]	
4. 審議会 視察について意見交換 令和4年度 景観届出等の状況報告	15：50
閉 会	16：20

建造物名称	東京都北区立中央図書館	建造物所在地	北区十条台 1-2-5
建設年	大正 8 年	構造及び規模	煉瓦造 2 連棟 1 階建、RC 造 3 階建
		<ul style="list-style-type: none"> ・戦前は、東京砲兵工廠銃包製造所の敷地で使用されていた工場棟（旧275号棟）の一部を保存活用し、平成20年に新たに図書館として開館されました。 ・赤レンガの特徴的な外観を持ち、中央公園と一体的な景観を形成しています。 ・北区を代表する景観10選2019に選定されています。 	

建造物名称	東京都北区立中央公園文化センター	建造物所在地	北区十条台 1-2-1
建設年	昭和 5 年	構造及び規模	RC 造 地上 3 階、地下 1 階建
		<ul style="list-style-type: none"> ・建物は、戦前の陸軍造兵廠火工廠の本部として昭和5年に建てられました。戦後、製造所の一部は米軍に接収され、この建物も米軍施設として使用されてきましたが、昭和46年に日本に返還されました。そして昭和56年文化センターとして生まれ変わりました。 ・みどり豊かな中央公園と本建造物が一体となって良好な景観を形成しています。 ・みんなでつくる北区景観百選2019に選定されています。 	

建造物名称	カトリック赤羽教会	建造物所在地	北区赤羽 2-1-12
建設年	昭和 26 年	構造及び規模	RC 造 2 階
		<ul style="list-style-type: none"> ・旧陸軍の赤羽工廠跡地に修道院、教会堂が昭和26年に建設されました。 ・ヨーロッパ中世の形式を参照しており、赤羽駅周辺商業集積地の景観資源として地域の景観を特徴付けています。 ・みんなでつくる北区景観百選2019に選定されています。 	



東京大司教区 被昇天の聖母
カトリック赤羽教会
Catholic Akabane Tokyo



カトリック赤羽教会へようこそ



ごあいさつ

主任司祭 フランシスコ 平孝之

カトリック赤羽教会は、赤羽駅東口から賑やかな通りを少し歩いたところにあります。ゴシック様式の教会は、創建から70年を経て赤羽の街に馴染んでいます。

戦後間もなくこの地に教会建設用の土地を求めてやって来たのは、コルベ神父と共にポーランドから来日したゼノ修道士でした。ゼノ修道士は、エリザベト北原怜子らと共に、隅田川の言問橋周辺にあった蟻の町と呼ばれる地域での奉仕活動をはじめ、様々な救援活動のため全国に奔走してゆきます。

カトリック赤羽教会では、入門講座、幼稚園、教会学校、ボーイスカウト、聖母の騎士会、在世フランシスコ会他様々な活動を行っています。

どうぞお気軽にお立ち寄りください。



カトリック赤羽教会沿革



1947年（昭和22年）12月8日、無原罪の聖マリアの祭日に教会の定礎式が行われ、1949年（昭和24年）8月15日に小教区として正式に認可され赤羽教会が誕生いたしました。

1951年（昭和26年）11月に土井大司教様の祝別式により聖堂が落成し、被昇天の聖母に捧げられ、自然を愛し平和を求めたアッシジの聖フランシスコを師父として仰ぐ、コンベンツアル聖フランシスコ修道会の司祭によって司牧されていま

す。

赤羽教会の設立は、当初長崎を拠点として活動していたコンベンツアル聖フランシスコ修道会が終戦後、東京に新しい修道院や神学生養成のための神学校の必要性を強く感じたことに起因します。

ドナド・ゴスチンスキー神父とゼノ修道士が派遣され、赤羽にその地をみつけ、戦争中の空襲で焼けた工場跡のこの土地を、当時の管区長であったサムエル・ローゼンバイゲル神父がアメリカからの寄付金で購入しました。

1951年11月に聖堂が祝別されたのを見た同神父は、25年後の教会記念誌に「この聖堂は私に、アメリカの多数の恩人たちの愛を語りかけるように迫ってまいりました。この恩人たちは、たびたび病気に苦しみ、あるいは老衰の悩みにもかかわらず、寄付集めをして協力してくださったのです。」と書かれています。

当時は授産施設がありましたが、その後、教会付属の聖母の騎士幼稚園が設立され、多くの卒園児をおくりだしています。

かつては、JR赤羽駅ホームから見えた教会も、現在は、高いビルに囲まれて見え隠れしています。北区の景観百選にもえらばれ、教会の庭には椿、梅、桜、藤など四季折々の花が美しく咲き、地域のオアシスとしての役割も果たしています。

今も、聖母の被昇天祭には、マリア様のご像を御輿の山車のように引きながら、歌を歌い近隣の商店街を練り歩き、地域に親しまれる教会を目指しています。



コンベンツアル聖フランシスコ修道会の紹介

●創始者アッシジの聖フランシスコ（1182-1226）と修道会



コンベンツアル聖フランシスコ修道会は、アッシジの聖フランシスコ（1182-1226）により創立されたカトリックの修道会です。黒色の修道服を身につけています。コンベンツアル会は、聖フランシスコの墓所でもあるアッシジの聖フランシスコ大聖堂とサクロコンベント（修道院）を維持し続けています。研究分野の中心は、ローマにある聖ボナベントウラ神学大学です。教育と文化の中心としてパドアの聖アントニオ神学院もあります。

修道会総本部は、ローマ市中央部に位置する十二使徒修道院です。現在、4,225名の会員が在籍し、全世界67カ国（アフリカ7カ国、アメリカ大陸18カ国、アジア10カ国、ヨーロッパ31カ国とオーストラリア）に、33の管区、20の分管区があり、修道院の数は合わせて631あります。（2015年現在）

●日本管区の創始者 聖マキシミリアノ・マリア・コルベ神父（1894-1941）



コンベンツアル聖フランシスコ修道会日本管区の創始者。1930年（昭和5年）来日し、長崎で聖母の騎士修道院を開設。出版による布教活動を開始し、『聖母の騎士』誌を創刊。1941年8月14日、アウシュビッツ強制収容所にて、死刑を宣告された同僚の身代わりを申し出て同収容所で殉教。1982年教皇ヨハネ・パウロ2世により聖人の列に加えられる。記念日は8月14日。家族の保護の聖人。



聖フランシスコと聖コルベ神父の聖遺物

聖堂脇祭壇に、聖フランシスコと聖コルベ神父の聖遺物を安置いたしました。聖フランシスコの遺灰は、赤羽教会の献堂（1949年）を記念して、聖コルベ神父の遺髪は、コルベ神父列聖（1982年）を記念して、コンベンツアル聖フランシスコ修道会ローマ総本部より寄贈されたものです。

また聖堂入り口には、コンベンツアル会のゼノ・ゼプロフスキー修道士の遺影も設置しました。ゼノ修士は、東洋への布教のため、コルベ神父様とともに1930年（昭和5年）、来日し、長崎で活動しました。戦後1947年東京の拠点を求めて、この赤羽の地を見つけ、赤羽教会が発足しました。

聖人・先人たちの取り次ぎを願いつつ、わたしたちの信仰の支えとなることを願って、公開することといたしました。

●アシジの聖フランシスコ （1182-1226）の遺灰



コンベンツアル聖フランシスコ会の創立者。イタリア・ウンブリア州アッシジにて裕福な織物商人の息子として生まれる。サンダミアーノ教会で「私の教会を建て直さない」との神の声を聞き、すべての持ち物を捨てて神との生活に入った。1209

年『小さき兄弟会（フランシスコ会）』を設立。墓所のある聖フランシスコ大聖堂には、世界中から巡礼者が訪れている。聖人の記念日は10月4日。環境保護の聖人。

●聖マキシミリアノ・マリア・コルベ 神父

（1894-1941）の遺髪



コンベンツアル聖フランシスコ修道会日本管区の創立者。1930年（昭和5年）来日し、長崎で聖母の騎士

修道院を開設。出版による布教活動を開始し、『聖母の騎士』誌を創刊。1941年8月14日、アウシュビッツ強制収容所にて、死刑を宣告された同僚の身代わりを申し出て同収容所で殉教。1982年教皇ヨハネ・パウロ2世により聖人の列に加えられる。記念日は8月14日。家族の保護の聖人。

History of The Red brick building

赤レンガ棟の歴史と見どころ

～軍事施設から中央図書館へ～



1

赤レンガ棟の歴史

北区立中央図書館(赤レンガ図書館)が建っている場所は、もともと日本陸軍が使用していた東京砲兵工廠銃包製造所とうきょうほうへいこうしゅうじゅうほうせいぞうじょの敷地でした。この赤レンガ棟も大正8年(1919)に弾丸製造工場だんがんえんしんじょう(弾丸鉛身場)として建てられたものです。

かつて軍事施設として建てられた赤レンガ棟も100年の時を経て、現在は図書館として平和的に利用されています。

赤レンガ棟 略年表

区分	年代	記事
前史	明治38年 (1905)	東京小石川にあった東京砲兵工廠銃包製造所が生産力増強のため十条台(当時は東京府北豊島郡王子町)に用地を求めて移転し、工場を拡張しました。  <p>銃包製造所拡張(「記念絵葉書」)</p>  <p>記念碑 陸上自衛隊十条駐屯地内</p>
	大正8年 (1919)	第1次世界大戦が勃発し日本も対ドイツに宣戦すると、兵器・弾薬増産の必要性から銃包製造所の大規模な拡張が行われ、弾丸鉛身場(現在の中央図書館赤レンガ棟)が建造されました。

*当時、この一帯は畑が広がっており、軍は約10万坪の畑を買収して用地としました。

日本陸軍時代

Check!

大正5年(1916)測量と大正10年(1921)測量の大日本陸地測量部発行の地図に記された銃包製造所。建物の増加が見て取れます。



大正5年測量



大正10年測量

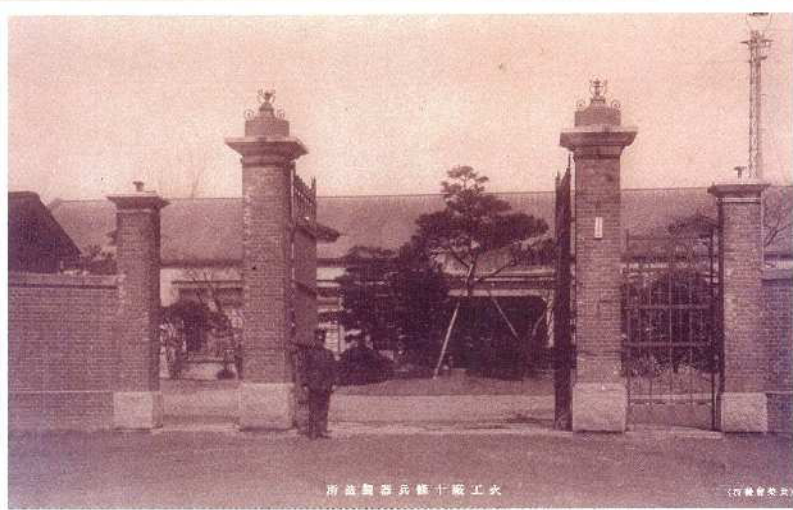
矢印の建物が現在の赤レンガ棟

その後は、陸軍の組織改正などで工場の名称は次々と変わります。

大正12年(1923)～陸軍造兵廠火工廠十条兵器製造所^{そうへいしよ かなこうしよ}

昭和11年(1936)～陸軍造兵廠東京工廠銃包製造所

昭和15年(1940)～東京第一陸軍造兵廠第一製造所



陸軍造兵廠火工廠十条兵器製造所の正門(『陸軍造兵廠火工廠給葉言』)

Check!

東京第一陸軍造兵廠時代の工場内の様子



(写真はいずれも千葉市 田野紳一郎氏所蔵)

昭和20年
(1945)

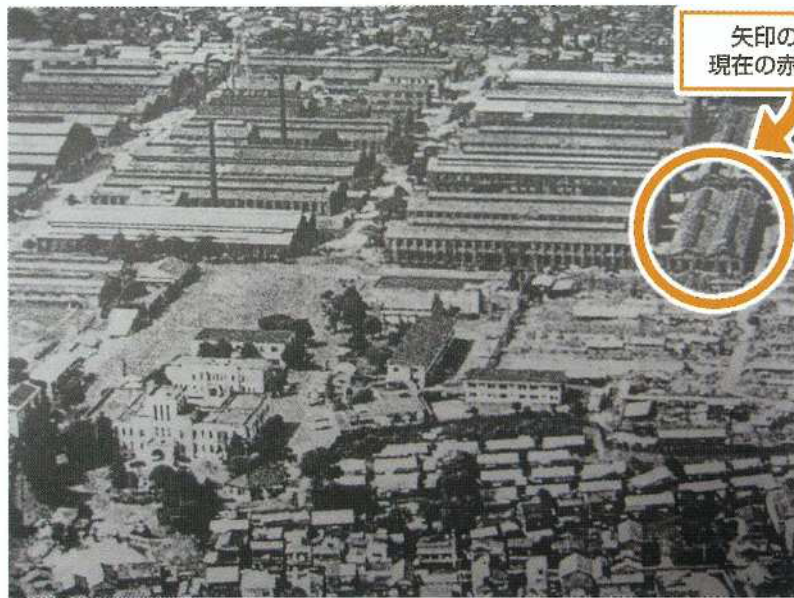
終戦。戦後、造兵廠の施設は連合国側への賠償物件となり、昭和22年(1947)ごろからはアメリカ軍に接收されてTOD(東京兵器補給廠)第4地区となりました。



*TODとは、Tokyo Ordnance Depotの略で、このうち第4地区では戦車の整備などを行っていました。

昭和33年
(1958)

TOD第4地区の一部が日本に返還され、陸上自衛隊が入所、翌34年より武器補給
処十条支処として活動を始めました。



矢印の建物が
現在の赤レンガ棟

写真は、昭和35年(1960)頃の自衛隊十条支処の様子。
(『武器補給処三十周年記念誌』より)

Check!

防衛庁の委託により官有民営のタイヤ再生工場が設立され、赤レンガ棟は東洋護謨化学工業
(現、東洋クオリティワン)が運営していたタイヤ再生工場(Jujo Tire Plant、通称J.T.P.)で
利用されました。
(平成元年(1989)に閉鎖)



(写真はいずれも陸上自衛隊十条駐屯地所蔵)

その後、赤レンガ棟は倉庫などに利用されていましたが、防衛施設の再編にとも
なって十条駐屯地の敷地の一部が移管され、北区で利用することが決まりました。



平成18年
(2006)

赤レンガ棟を活用するかたちでの新中央図書館建設が決まり、7月から大規模な工事が始まりました。

Check!

中央図書館建設工事の様子



(写真はいずれも北区飛鳥山博物館所蔵)

平成20年
(2008)

3月完成。同年6月28日に北区立中央図書館が開館し、赤レンガ棟は中央図書館の一部として新たな歴史を刻みはじめます。



こちら必見!! 中央公園文化センター～東京第一陸軍造兵廠本部建物～

中央公園文化センターは、この赤レンガ棟同様、日本陸軍の施設(造兵廠本部)として建造され、戦後はアメリカ軍が利用し、昭和46年(1971)に日本に返還されると、北区の新たな文化施設に生まれ変わりました。

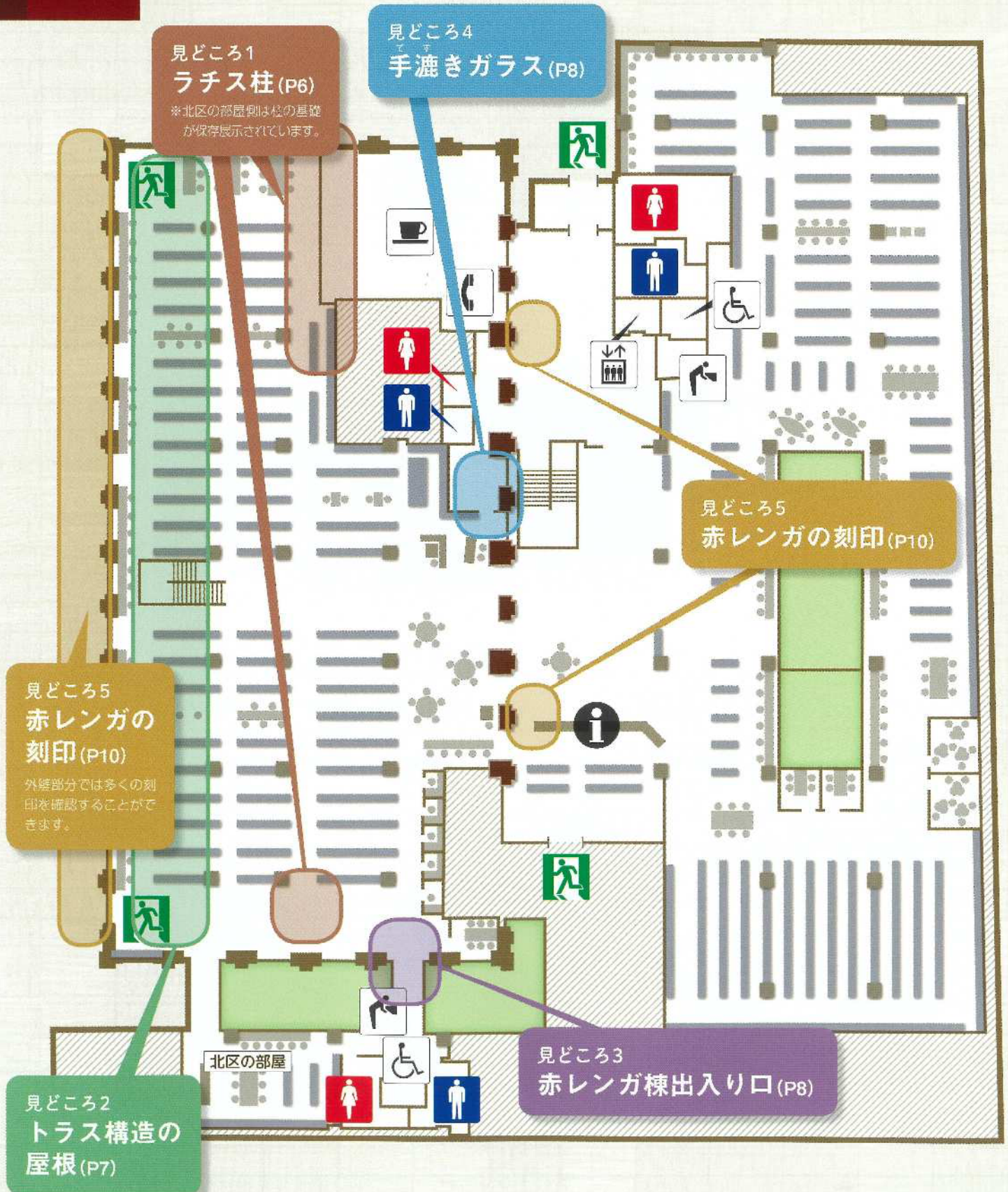


* 赤レンガ図書館と同じ中央公園敷地内(歩いて5分程度)にあります。

2

北区立中央図書館赤レンガ棟の見どころ

北区立中央図書館の赤レンガ棟は、図書館へと生まれ変わった現在でも各所で改修以前の姿を留めています。ぜひ、館内各所に残されている往時の面影を探してみてください。

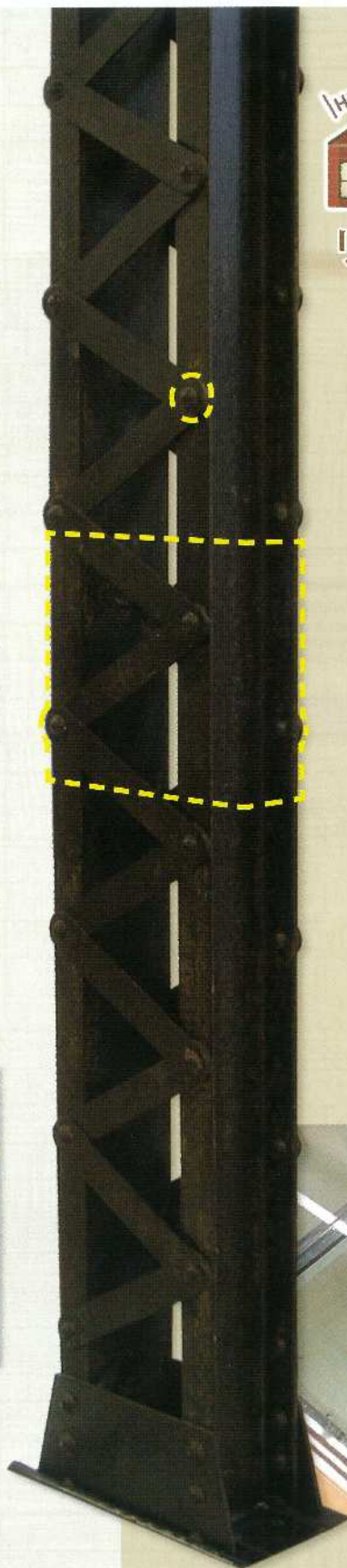


メートル法で 建てられていない 赤レンガ棟

赤レンガ棟の大きさは、南北(タテ)約54.0m×東西(ヨコ)27.0m、軒までの高さは5.4mです。どうしてこんな中途半端な数値かという、建てられた当時は「間」という長さの単位を用いていたため、タテ30間×横15間、高さ3間で建てられています。

(※赤レンガ棟に畳を敷き詰めると900畳分になります)

ちなみに、図書館に生まれ変わった現在でも、赤レンガ棟内の書架の間の幅も実は「間」を基準に設定されています。



HIGHLIGHT!

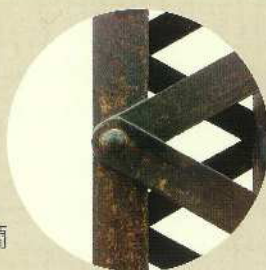


みどころ1

リベット留めの鉄骨ラチス柱

リベット

対象物の穴に通したあと、両側を同様の形状につぶして固定した構造。簡単に取り外しできないため、半永久的な締結に用いられます。



ラチス

柱や梁などの間をジグザグ状に構成した補強材のことで、主に鉄骨造で使用されます。



南側のラチス柱では、柱の基礎構造を見ることができます。



ここに注目!!

ラチス柱は八幡製鉄所製

明治34年(1901)、日本で最初の本格的な官営製鉄所として北九州に八幡製鉄所が創業しました。赤レンガ棟の鉄骨(ラチス柱)は、八幡製鉄所で製造されたことを示す刻印が確認できます。

BS 8×3 SEITETSUSYO YAWATA ヤワタ



[HIGHLIGHT]



みどころ2

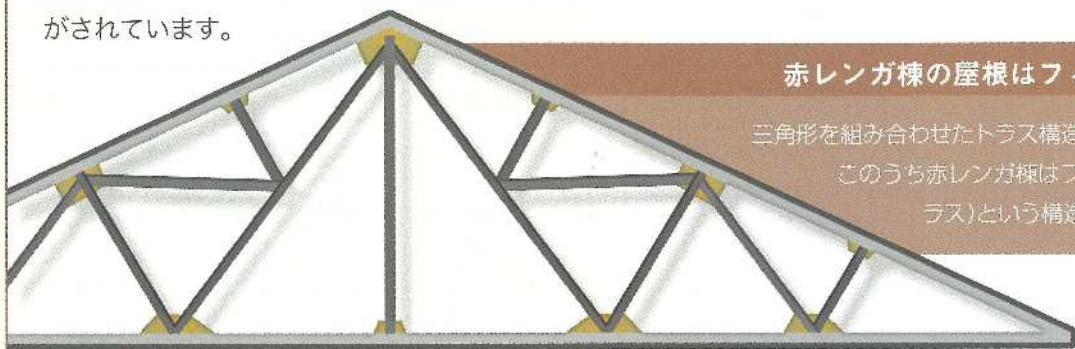
トラス構造の屋根

赤レンガ棟は、工場として建造されたため少ない数の柱で屋根を支える必要がありました。それを可能にしたのが三角形をしたトラス構造の骨組みです。トラス構造は、非常に強く、そして力の向きを分散させることに特徴があります。したがって、工場など広い空間が必要な建物では、こうしたトラス構造の屋根にして内部の柱の数を少なくする工夫がされています。



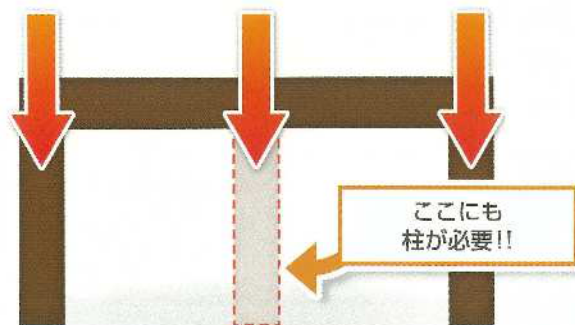
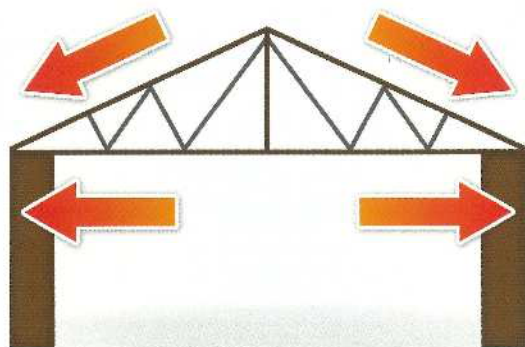
赤レンガ棟の屋根はフィンクトラス

三角形を組み合わせたトラス構造には様々なパターンがあります。このうち赤レンガ棟はフィンクトラス(ダブルフィンクトラス)という構造になっています。



トラス構造のここがすごい!!

トラス構造は、過重がかかっても矢印方向に力が分散するため少ない柱で大きな屋根を支えることができます。一方、通常のかたちの屋根だと下向きに過重がかかるので例えば点線部分のようなところにも柱が必要になります。



間近で見たい トラス構造

赤レンガ棟の西側で上を見上げればどこからでも見られるトラス構造の骨組みですが、もっと間近で見たい人は赤レンガ棟中央にある2Fと結ぶ階段や2F子ども図書館のテラスがお奨めです。(写真は2Fと結ぶ階段からの眺め)

[HIGHLIGHT!]



みどころ3

赤レンガ棟の出入り口

かつてこの赤レンガ棟には、16カ所の出入口がありました。このうち最も古いかたちを残していたのは南東角にあった出入口です。丸型レールに吊られた扉が左右に開閉する構造になっています。

※現在は、扉として機能していないので開閉することはできません。



ここに丸形レールがあり、吊された扉が動くようになっています。



[HIGHLIGHT!]



みどころ4

てす 手漉きガラス

現在の赤レンガ棟の扉には、一部で改修以前の扉には嵌め込まれていたガラスを残しています。当時の技術としてはきれいな平面のガラスを製造することは難しく多少の歪みが生じます。したがって、ガラス越しに見るとその風景も歪んで見えることに特徴があります。

図書館の構造上、奥を見通せませんが反射でガラスに写る景色も歪んでいるので、見ればすぐにわかると思います。

※1Fと2Fのエントランスを結ぶ階段に沿った窓(دونالدキーン・コーナー裏)にあります。

このほかにも、赤レンガ棟には往時を偲ばせるものが数多く残されています。

ぜひいろいろ探してみてください。

赤レンガ棟の外壁には、各所に金具が残されています。これはシャフトの軸受を固定していた金具の一部で、この建物が工場だった時代の名残です。



HIGHLIGHT!!

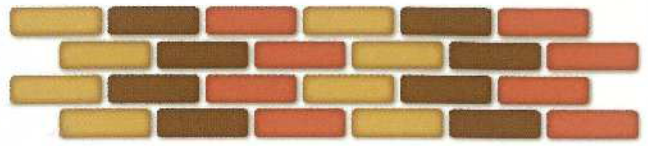


みどころ5

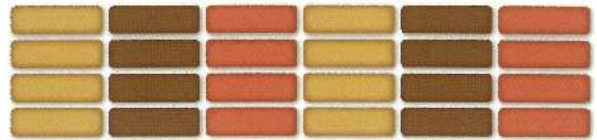
赤レンガ棟のレンガ

レンガの積み方に種類があるのをご存知でしょうか。レンガはつなぎ目(目地)が一直線にならないよう工夫して積まれます。

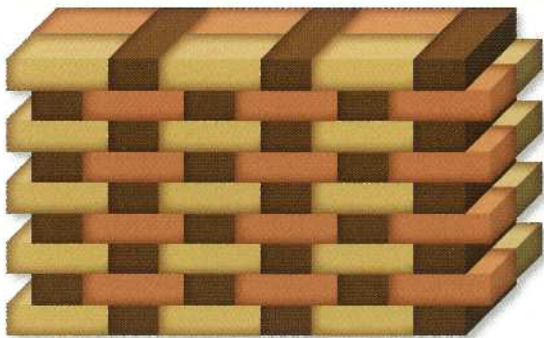
しかも、表に見えている部分だけではなく、内側の方まで目地が揃わないようにするためには、レンガの積み方はいくつかのパターンに決まってきます。



つなぎ目がジグザグです。



つなぎ目が一直線になっています。



フランス積み(フランドル積み)

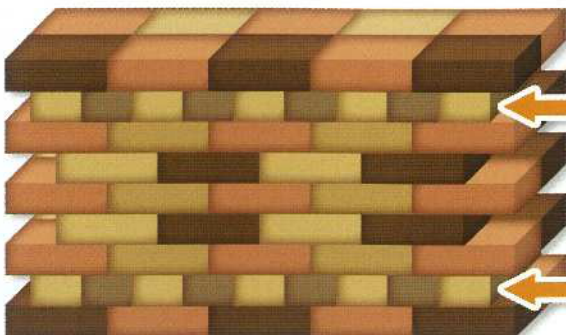
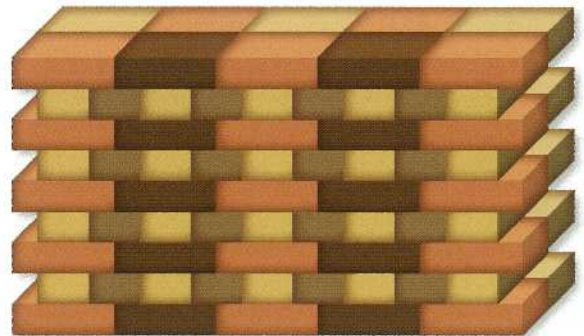
同じ段にタテ向きとヨコ向きを交互に並べて積み上げます。外見上、とてもキレイに積み上がります。

※各段にタテ向きの面とヨコ向きの面が現れます。

イギリス積み・オランダ積み

一段ごとにタテ向きとヨコ向きを並べて積み上げます。内部でも目地が揃うことがなく、とても強固な積み方とされます。

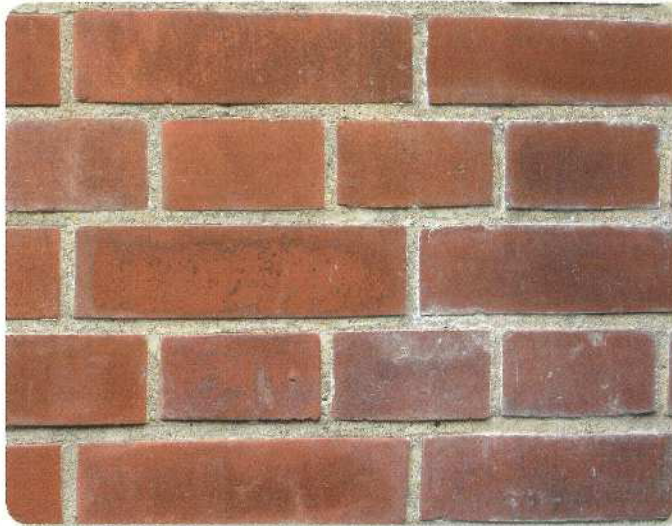
※外観は同じように見えますが、端部の仕上げ方によって異なり、タテ半分レンガを使うイギリス積みと七五レンガを用いるオランダ積みに分類されます。



この図では、
このみが
タテ向きです

アメリカ積み

5層から6層おきにタテ向きにレンガを並べ、それ以外はヨコ向きで積み上げます。レンガを積む際の手間を省き、早く建造することができます。



赤レンガ棟のレンガの積み方を見ると、一段ごとにヨコ向きのレンガとタテ向きのレンガが見えます。赤レンガ棟はオランダ積みで建てられているのです。

◀ ヨコ向きの段

◀ タテ向きの段
※これが交互に確認できます。

中央図書館
赤レンガ棟の積み方
(「北区の部屋」より撮影)



赤レンガの刻印 ～地元のレンガで作った 赤レンガ棟～

レンガは、その製造場所がわかるように刻印が押されているものがあります。この赤レンガ棟に使われているレンガでもこうした刻印を確認することができ、その刻印から赤レンガ棟で使われていたレンガの多くが北区や足立区といった隅田川沿岸のレンガ工場で製造されていたものであることがわかっています。この赤レンガ棟は地元のレンガを使って建造された工場だったのです。



例えば、赤レンガ棟のこんな場所で確認することができます。

足立区江北や北区堀船に工場があった千葉レンガ工場の製造だということを示す「チ」の刻印。(写真は「チ」に漢数字の「二」)



ここなら見つかる 赤レンガの刻印！



赤レンガ棟西側外壁部分では数多くのレンガの刻印を見ることができます。ぜひ探してみてください。



梅に「チ」



まるで文字
(判読不能)

※いずれも製造所および住所は不明



History of The Red brick building

もっと詳しく知りたい方へ ～参考となる文献紹介～

※全て「北区の部屋」にあります。

東京砲兵工廠銃包製造所

(東京第一陸軍造兵廠)の歴史については…

- 『新修 北区史』(東京都北区、1971年)
- 『北区史 通史編 近現代』(東京都北区、1996年)
- 『郷土資料館調査報告第1集 北区における旧軍の施設』(北区教育委員会、1983年)
- 『戦後60年 写真で語り継ぐ平和の願い』(東京都北区、2006年)
- 『東京第一陸軍造兵廠の軌跡』(ふじみ野市上福岡歴史民俗資料館、2007年)

赤レンガ棟の建物については…

- 『文化財研究紀要別冊第11集 東京砲兵工廠銃包製造所建造物調査報告書』(北区教育委員会、1996年)
- 初田亨・穂本美緒「東京砲兵工廠銃包製造所(現・自衛隊十条駐屯地)旧275号棟の保存・活用のための調査報告」(『文化財研究紀要』19集、北区教育委員会、2006年)

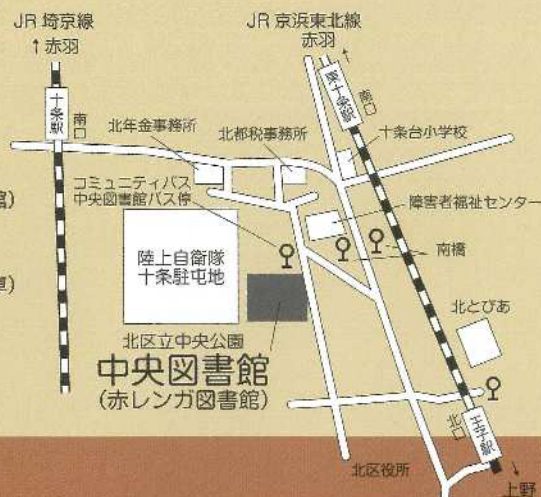
さらに、もっと詳しく知りたい方へ

「北区の部屋」の地域資料専門員にお尋ねください。

※北区の部屋では、本以外にも、写真や絵葉書など、北区史編纂の過程で収集した様々な資料を所蔵しております。お気軽にお問い合わせください。

交通のご案内

- JR王子駅(北口)
東京メトロ南北線王子駅
(5番出口)
都電荒川線王子駅前
- コミュニティバス利用
(北とびあ前より中央図書館)
- 徒歩15分
- JR十条駅(南口)
●路線バス(国際興業南橋下車)
●徒歩12分
- JR東十条駅
●徒歩12分



北区立中央図書館

〒114-0033 東京都北区十条台 1-2-5
TEL 03-5993-1125 (代) FAX 03-5993-1044
<https://www.library.city.kita.tokyo.jp/>

※平成19年8月発行の維持保全（営繕課施設管理担当）より抜粋

「中央公園文化センター」

「生涯学習推進課（学芸員）山口隆太郎



現在の中央公園文化センター

◆その時代が創った建築の形

緑に囲まれた中央公園の中にたたずむ、白亜の建物が中央公園文化センターです。この建物は、鉄筋コンクリート造 2 階建ての陸軍造兵廠火工廠本部として昭和 5 年に建てられました。

公園と隣接する自衛隊十条駐屯地や都立の養護学校などを含むこ

の一角は明治 38 年に東京砲兵工廠銃包製造所があった場所です。小銃弾の製造を主としたこの工場施設の中には多数の煉瓦造の建物が建てられていました。（施設の名称は軍の組織編成替えに伴って何回か変わっています）

現在の中央公園文化センターが建てられている場所にも、砲兵工廠の本館として使われた煉瓦造の建物がありました



が、関東大震災で被害を受けました。そのため、鉄筋コンクリート造で新築されたのが現在の建物です。建物は、正面から見ると左右対称で、上から見ると背後に両翼が伸びる「コの字型」の平面をしています。中心に行く

に従って塔状に高くなるデザインは、垂直を意識したゴシック的なイメージを見て取れますが、東京大学の安田講堂と比較すると垂直の強調は抑えられており、ネオルネサンス様式をモチーフにしたといわれている大阪の旧第四師団司令部（昭和 6 年 鉄筋コンクリート造 3 階建て、大阪市立博物館として活用されていたが、現在閉館中）に近いイメージも併せもっています。細部の意匠を見ると、正面最上階部分の縦に引き伸ばされた 3 連のアーチ



旧大阪市立博物館（旧第四師団司令部）

窓や軒周りに配されたロンバルディア帯（軒周りの装飾：小さなアーチが連続したような模様）などが目を引きま

す。白い色が印象深い文化センターの建物ですが、外壁にはスクラッチ



・米軍が 28 年（1953）に地上 100 メートルの上空から撮影（北区飛鳥山博物館所蔵）



（ロンバルディア帯）

◆保存と保全を考えて

築 77 年を迎えるこの建物は、現在も文化センターと図書館として地域の皆さんに利用されています。近年、全国的に歴史的建造物や産業遺産の保護・活用が注目されるようになってきました。築 50 年を過ぎた建造物を緩やかな規制のもとで残していこうという趣旨のもと、平成 8 年にスタートした国の登録文化財制度において登録された建造物も 5000 件を超えています。



中央公園文化センターも、まさに保存活用されている歴史的建造物です。付近では、赤煉瓦造の建物を部分的に残しながら活用する（仮）北区新中央図書館の工事も進んでいます。

こうした建物を保存・活用するには、常にいくつかの課題が存在します。

文教施設、あるいは商業施設など、もともとの用途とは別の目的に転用することも含めて、その建物の価値を認めた上で、どのように活用できるのか。建物の耐久性などの構造上の課題、都市



陸軍造兵廠火工廠 時代の写真
(北区行政資料センター所蔵)

計画法や建築基準法・消防法などの法律上の課題などを勘案しながら最善の方法を検討していくこととなります。

中央公園文化センターの建物も、昭和5年に建てられ、この間、建物の用途が旧陸軍施設、米軍施設と移り変わり、現在は図書館の併設された文化センターとして利活用されている用途転用のケースです。保存の方法も残す割合によって、建物の表面を

保存するファサード保存、ある程度まで残す部分保存や全体保存などがあります。（仮）北区新中央図書館では、

煉瓦造建物を半分残す部分保存の例、中央公園文化センターは、屋内は改修されていますが、建物を壊さずに使う全体保存の例といえるでしょう。こうして残された建物は、

もとの用途としての使命は終了しますが、別の目的をもった施設として新たに生まれ変わり、意匠や技法、あるいは地域の歴史を伝える「実物の建物」として、私たちが直接見たり、触ったりする機会を与えてくれます。

「保存」された建物は、良好な状態で次の世代に受け継いでいく必要があります。そのためには、建物の「保全」が必要となります。歴史的建造物では、傷んだからといって、文化財としての価値のある部分を無造作に取り替えることはできません。価値を保ちながら必要な修理や補強を行う必要があります。言葉にするのは簡単ですが、これがなかなか大変な作業で、建物の経年劣化による破損部分の修理や現在の法規にあわせるための改修、活用のために必要な改修などの要請を満しつつ、文化財としての価値を損なわないような方法を常に模索しながら「保存」を図る作業が続けられていくのです。こうした保全・管理の不断の努力がおこなわれることで、歴史的建造物は文化財としての輝きを失うことなく、未来へと受け継がれていきます。



戦後、米軍に接収された建物
現在の白色への塗替え中の写真
(北区行政資料センター所蔵)

■ 営繕課から

「 出前説明を活用してはいかがでしょうか ? 」

営繕課では、施設主管課主催による建築物の12条点検等の勉強会について、営繕課施設管理担当者の派遣依頼があれば、出前説明により施設保全に関する勉強会等のサポートをおこなっています。出前説明の内容や所用時間については、維持管理連絡

会員の方と相談をしながら進めています。また、12条の外部委託点検の実施について、どのように進めたら良いか困っている施設主管課がありましたら、お気軽にご相談下さい。

(施設管理担当：阿相)

(内線：3243)

東京都は、①東京の自然を生かし、②歴史と文化を継承し、③地域の個性と多様な魅力を発展させるために、景観づくりに関する必要な事項を定めて、景観づくりを総合的・計画的に進め、美しく潤いのある東京をつくることを目的として、平成9年(1997年)12月に「東京都景観条例」を定めました。

(平成18年(2006年)10月全部改正)

東京をより魅力的で潤いのあるまちにしていくために、歴史的景観を守り、親しみ、育て、更に良好な景観づくりに生かしていくことが大切です。

東京都では、「東京都景観条例」に基づき、歴史的景観に関して3つの制度を定めています。

1 東京都選定歴史的建造物(条例第22条)

歴史的な価値を有する建造物のうち、景観上重要なものを、所有者から同意を頂き、知事が選定します。選定した建造物の保存は、所有者の御理解と御協力の下に行われます。

なお、重要文化財(文化財保護法)等は、選定の対象から除いています。

2 特に景観上重要な歴史的建造物等(条例第32条)

文化財など、歴史的価値のある建造物や庭園等のうち、これらを含む周辺の良好な景観の形成に特に重大な影響を与えるものを、知事が定めます。

3 歴史的景観保全の指針(条例第32条及び附則第6項)

歴史的景観の大切さを伝え、特に景観上重要な都選定歴史的建造物等に配慮した景観づくりのための手引として、平成13年(2001年)に定めました。「東京都景観条例」に定める「歴史的景観形成の指針」に相当します。

この冊子において紹介する建造物等の周辺にて建築行為等を行う皆様に、歴史的景観への配慮の御協力をお願いをしています。

この冊子では、令和3年(2021年)3月1日現在の「東京都選定歴史的建造物」96件、及び「特に景観上重要な歴史的建造物等」76件を紹介します。

第5 一覧(別表1、2及び3(区市町村別))

(令和3年(2021年)3月1日現在)

東京都選定歴史的建造物 一覧 (区市町村別)

(別表1)

区市町村名	番号	建造物の名称	所在地	建設年	構造、規模・階数(地下)	掲載ページ	
千代田区	11	市政会館・日比谷公会堂	千代田区日比谷公園1番3号	昭和4(1929)	SRC造、6階(1)塔屋4階	6	
	28	東京ルーテルセンタービル	千代田区富士見一丁目2番32号	昭和12(1937)	SRC造、4階(1)	8	
	32	いせ源本館	千代田区神田須田町一丁目11番地1	昭和7(1932)	木造、3階	8	
	33	神田まつや	千代田区神田須田町一丁目13番地	大正14(1925)	木造、2階	8	
	34	ぼたん	千代田区神田須田町一丁目15番地	昭和4(1929)	木造一部RC造、3階(1)	8	
	35	竹むら	千代田区神田須田町一丁目19番地2	昭和5(1930)	木造、3階	8	
	53	DNタワー21(旧第一生命館)	千代田区有楽町一丁目13番1号	昭和13(1938)	SRC造、8階(3)	10	
中央区	95	万世橋(一般国道17号)	千代田区神田須田町一丁目及び神田須田町二丁目各地内から千代田区外神田一丁目地内まで	昭和5(1930)	RCアーチ橋、橋長26m、有効幅員36m	14	
	1	近三ビルディング(旧森五商店東京支店ビル)	中央区日本橋室町四丁目1番21号	昭和6(1931)	RC造、8階(1)	5	
	2	聖路加国際病院(チャペル及び付属する旧病棟)	中央区明石町10番1号	昭和8(1933)	SRC造、7階(1)	5	
	12	ヨネイビルディング	中央区銀座二丁目8番20号	昭和5(1930)	SRC造、6階	6	
	13	カトリック築地教会聖堂	中央区明石町5番26号	昭和2(1927)	木造、2階	6	
	19	中央区立常盤小学校	中央区日本橋本石町四丁目4番26号	昭和4(1929)	RC造、3階	7	
	20	中央区立泰明小学校	中央区銀座五丁目1番13号	昭和4(1929)	RC造、3階(1)	7	
	54	鈴木ビル	中央区銀座一丁目28番15号	昭和4(1929)	RC造、5階(1)	10	
	62	中央区十思スクエア(旧中央区立十思小学校)	中央区日本橋小伝馬町5番1号	昭和3(1928)	RC造、3階	11	
	65	日本橋ダイヤビルディング(旧三菱倉庫江戸橋倉庫ビル)	中央区日本橋一丁目19番1号	昭和5(1930)	RC造、6階(1)	11	
77	宮川食鳥鶏卵	中央区築地一丁目4番7号	昭和4(1929)	木造、3階	13		
中央区・墨田区	66	両国橋	中央区東日本橋二丁目地内から墨田区両国一丁目地内まで	昭和7(1932)	ゲルバー式鋼絞桁橋、橋長165m、幅員24m	11	
港区	29	西町インターナショナルスクール松方ハウス	港区元麻布二丁目14番7号	大正10(1921)	木造、2階一部3階(1)	8	
	36	虎ノ門 金刀比羅宮	港区虎ノ門一丁目2番7号	昭和26(1951)	木造、1階	8	
	55	日本基督教団安藤記念教会会堂	港区元麻布二丁目14番16号	大正6(1917)	石造、1階一部2階	10	
	63	港区立高輪台小学校	港区高輪二丁目8番24号	昭和10(1935)	RC造、3階(1)	11	
	69	高輪消防署二本榎出張所	港区高輪二丁目6番17号	昭和8(1933)	RC造、3階	12	
	70	聖心女子学院正門	港区白金四丁目11番1号	明治42(1909)	れんが造	12	
	83	普連土学園中学校舎	港区三田四丁目14番16号	昭和43(1968)	RC造、4階	13	
新宿区	3	早稲田大学2号館(旧図書館)	新宿区西早稲田一丁目6番1号	大正14(1925)	RC造一部S造、2階(1)	5	
	4	早稲田奉仕園スコットホール	新宿区西早稲田二丁目3番1号	大正10(1921)	れんが造、2階(1)	5	
	14	日立目白クラブ(本館及び別館)	新宿区下落合二丁目13番28号	昭和3(1928)	RC造、2階(1)/2階	6	
	48	聖母病院	新宿区中落合二丁目5番1号	昭和6(1931)	RC造、3階	10	
	49	新宿区立林芙美子記念館	新宿区中井二丁目20番1号	昭和16(1941)	木造、1階	10	
	56	旧小笠原邸	新宿区河田町10番10号	昭和2(1927)	RC造、2階(1)	10	
	57	伊勢丹本店本館(伊勢丹新宿本店)	新宿区新宿三丁目14番1号	大正15(1926)、昭和8(1933)	SRC造、7階(3)	11	
58	新宿御苑日御涼亭(台湾閣)	新宿区内藤町1番地	昭和2(1927)	木造、1階	11		
84	紀伊國屋ビルディング	新宿区新宿三丁目17番7号	昭和39(1964)	SRC造、9階(2)	13		
文京区	59	東京大学広報センター(旧医師会事務局)	文京区本郷七丁目3番1号	大正15(1926)	RC造、2階	11	
	60	東京大学七徳堂	文京区本郷七丁目3番1号	昭和13(1938)	RC/SRC造、1階	11	
	61	東京大学農学部3号館	文京区弥生一丁目1番1号	昭和16(1941)	RC造、4階(1)	11	
	87	根津二丁目の蔵(クラシックガーデン文京根津)	文京区根津二丁目14番18号	明治43(1910)	れんが造、1階	14	
台東区	15	上田邸(旧忍旅館)	台東区池之端三丁目3番19号	昭和4(1929)	木造、3階塔屋1階	6	
	21	国立国会図書館国際子ども図書館	台東区上野公園12番49号	明治39(1906)、昭和4(1929)、平成14(2002)	S・れんが造一部RC造、3階(1)一部7階	7	
	71	東京藝術大学赤レンガ1号館	台東区上野公園12番8号	明治13(1880)	れんが造、2階	12	
	72	東京藝術大学赤レンガ2号館	台東区上野公園12番8号	明治19(1886)	れんが造、2階	12	
	73	東京藝術大学陳列館	台東区上野公園12番8号	昭和4(1929)	RC造、2階	12	
	74	東京藝術大学正木記念館	台東区上野公園12番8号	昭和10(1935)	RC造、2階	12	
	75	東京藝術大学旧東京美術学校玄関	台東区上野公園12番8号	大正2(1913)	木造	12	
	93	旧博物館動物園駅舎	台東区上野公園13番23号	昭和8(1933)	SRC造、1階	14	
	台東区・墨田区	23	蔵前橋	台東区蔵前二丁目地内から墨田区横網二丁目地内まで	昭和2(1927)	鋼アーチ橋RCアーチ橋、橋長173m、幅員25m	7
		24	蔵前橋	台東区蔵前二丁目地内から墨田区本所一丁目地内まで	昭和4(1929)	鋼アーチ橋、橋長151.4m、幅員24m	7
25		駒形橋	台東区雷門二丁目地内から墨田区東駒形一丁目地内まで	昭和2(1927)	鋼アーチ橋、橋長146.3m、幅員25m	7	
26		吾妻橋	台東区花川戸一丁目地内から墨田区吾妻橋一丁目地内まで	昭和6(1931)	鋼アーチ橋、橋長132.5m、幅員20m	7	
27		白鬚橋	台東区橋場二丁目地内から墨田区堤通二丁目地内まで	昭和6(1931)	鋼アーチ橋鋼トラス橋、橋長186.8m、幅員20m	8	

区市町村名	番号	建造物の名称	所在地	建設年	構造、 規模・階数(地下)	掲載 ページ
台東区・墨田区	67	言問橋	台東区浅草六丁目地先から 墨田区向島一丁目地先まで	昭和3(1928)	ゲルバー式鋼鉄桁橋、 橋長237m、幅員22m	12
墨田区	16	東京都慰霊堂	墨田区横網二丁目3番25号	昭和5(1930)	SRC造、3階	6
	17	東京都復興記念館	墨田区横網二丁目3番25号	昭和6(1931)	SRC造、2階	7
江東区	64	涼亭	江東区清澄三丁目3番	明治42(1909)	木造、1階	11
品川区	86	カトリック目黒教会聖アンセルモ聖堂	品川区上大崎四丁目6番22号	昭和31(1956)	RC造、1階一部2階	13
世田谷区	5	静嘉堂文庫	世田谷区岡本二丁目23番1号	大正13(1924)	RC造、2階	5
	6	岩崎家玉川廟	世田谷区岡本二丁目23番1号	明治43(1910)	石造、1階	5
	18	駒澤大学耕雲館(禅文化歴史博物館)	世田谷区駒沢一丁目23番1号	昭和3(1928)	RC造、3階(1)	7
	51	清明亭	世田谷区深沢七丁目3番14号	昭和6(1931)	木造一部RC造、2階(1)	10
渋谷区	50	明治神宮桃林荘	渋谷区代々木神園町1番1号	明治初期	木造、1階	10
	91	塔の家	渋谷区神宮前三丁目	昭和41(1966)	RC造、5階(1)	14
	92	ヒルサイドテラス A・B棟	渋谷区猿楽町29番18号	昭和44(1969)	RC造、3階(1)	14
杉並区	30	浴風会本館	杉並区高井戸西一丁目12番1号	大正15(1926)	RC造、2階一部3階(1) 塔屋付	8
豊島区	7	立教大学本館(モリス館)	豊島区西池袋三丁目34番1号	大正7(1918)	れんが造、2階(1)	6
	8	立教大学図書館旧館	豊島区西池袋三丁目34番1号	大正7(1918)	れんが造、2階	6
	9	立教学院語聖徒礼拝堂	豊島区西池袋三丁目34番1号	大正7(1918)	れんが造一部S造、 1階一部3階	6
	37	立教大学 第1食堂	豊島区西池袋三丁目34番1号	大正7(1918)	れんが造、1階	9
	38	立教大学 2号館	豊島区西池袋三丁目34番1号	大正7(1918)	れんが造、2階	9
	39	立教大学 3号館	豊島区西池袋三丁目34番1号	大正7(1918)	れんが造、2階	9
北区	22	旧岩淵水門	北区志茂五丁目地先	大正13(1924)	RC造一部S造、 幅員9m、5門	7
葛飾区	40	柴又帝釈天題経寺大客殿	葛飾区柴又七丁目10番3号	昭和4(1929)	木造、1階	9
	52	葛飾区山本亭	葛飾区柴又七丁目19番32号	大正末期～昭和初期	木造、1階一部2階	10
江戸川区	94	旧小松川開門	江戸川区小松川一丁目1番	昭和5(1930)	RC造、開門純径11m、 1門(2門中後扉1門)	14
八王子市	82	大学セミナーハウス本館	八王子市下柚木1937番地1	昭和40(1965)	4階(1)	13
三鷹市	85	ルーテル学院大学(旧日本ルーテル神学大学) チャペル、本館、図書館及び寮棟	三鷹市大沢三丁目10番20号	昭和44(1969)	RC造、 1階/2階/4階/4階	13
青梅市	88	寿々喜家	青梅市本町153番地	明治中期	木造、3階	14
	89	永瀬邸	青梅市西分町一丁目110番地	昭和	木造、2階	14
	90	昭和レトロ商品博物館	青梅市住江町65番地	明治～大正期	木造、2階	14
府中市	41	高安寺本堂	府中市片町二丁目4番地の1	享和3(1803)	木造、一重	9
	42	高安寺山門	府中市片町二丁目4番地の1	明治5(1872)	木造、樓門	9
	43	高安寺鐘楼	府中市片町二丁目4番地の1	安政3(1856)	木造、袴腰	9
	78	聖将山東郷寺山門	府中市清水が丘三丁目40番地10	昭和15(1940)	木造	13
小平市	31	津田塾大学本館	小平市津田町二丁目1番1号	昭和6(1931)	RC造、3階一部4階	8
	81	武蔵野美術大学4号館	小平市小川町一丁目736番地	昭和39(1964)	RC造、2階	13
日野市	76	渡邊家(蔵)	日野市日野本町四丁目2番地の9	江戸末期～明治初期	木造、2階	12
国分寺市	80	大倉喜八郎 進一層館(Forward Hall)	国分寺市南町一丁目7番34号	昭和43(1968)	RC造、1階一部2階(2)	13
福生市	96	日光橋	福生市大字熊川5004番地	明治24(1891)、 昭和25(1950)(拡幅)	れんがアーチ及びRCアーチ橋、 橋長約16m、幅員9.20m	14
東大和市	68	村山下貯水池第一取水塔	東大和市多摩湖四丁目地先	大正14年(1925)	RC造、高さ27.1m、 外径8.8m	12
東久留米市	10	自由学園女子部食堂	東久留米市学園町一丁目8番15号	昭和9(1934)	木造、1階一部2階	6
	44	自由学園初等部食堂	東久留米市学園町一丁目8番	昭和6(1931)	木造、1階	9
	45	自由学園女子部体操館	東久留米市学園町一丁目8番	昭和9(1934)	木造、1階一部2階	9
	46	自由学園女子部講堂	東久留米市学園町一丁目8番	昭和9(1934)	木造、1階一部2階	9
	47	自由学園男子部体育館	東久留米市学園町一丁目8番	昭和11(1936)	木造、1階一部2階	10
奥多摩町	79	丹三郎屋敷長屋門	西多摩郡奥多摩町丹三郎260	江戸中期	木造、1階	13

(注) 原則として、建造物の内部や敷地の公開はしていません。見学等につきましては、各建造物の管理者にお問い合わせください。

文化財指定により選定解除された歴史的建造物 一覧(区市町村別)

〈別表2〉

区市町村名	番号	建造物の名称	所在地	建設年	構造、 規模・階数(地下)	掲載 ページ
中央区	-	高島屋東京店	中央区日本橋二丁目4番1号	昭和8(1933)	SRC造、8階(2)	-

(注1) 原則として、建造物の内部や敷地の公開はしていません。見学等につきましては、各建造物の管理者にお問い合わせください。

(注2) この表の建造物については、歴史的景観保全の指針が適用されます。

(注3) この表は、選定解除後、特に景観上重要な歴史的建造物等に定められ、歴史的景観保全の指針が適用されている建造物の記載を省略しています。

第2 東京都選定歴史的建造物

(令和3年(2021年)3月1日現在)

歴史的な価値を有する建造物のうち、景観上重要なものとして選定したものです(文化財は除かれます。)

選定基準

- 1 歴史的な価値を有する建造物で、原則として建設後50年を経過しているものです。
- 2 東京都の景観づくりにおいて重要なものです。
 - ① 地域の歴史的景観を特徴付けていること
 - ② 地域のランドマークとしての役割を果たしていること
 - ③ 都民となじみが深く、地域のイメージの核となっていること
- 3 できるだけ建設当時の状態で保存されているものです。
- 4 外観が容易に確認できる(外から見える)ものです。

<凡例> 0 番号・名称 1 所在地 2 建設年(西暦) 3 設計・施工 4 構造、規模・階数(地下) 5 概要説明 6 告示年月日 7 選定番号

* 構造については、鉄骨造はS造、鉄筋コンクリート造はRC造、鉄骨鉄筋コンクリート造はSRC造と表記しています。



1 中央区日本橋室町四丁目1番21号 2 昭和6(1931) 3 村野藤吾 4 RC造、8階(1) 5 当時の日本における先駆的作品。 6 平成11(1999)年4月16日 7 2

1 近三ビルディング(旧森五商店東京支店ビル)
Kinsan Building



1 新宿区西早稲田二丁目3番1号 2 大正10(1921) 3 ヴォーリス建築事務所、内藤多仲、今井兼次 4 れんが造、2階(1) 5 区内に残る数少ないれんが造近代洋風建築の一つ。大正期のれんが造としても稀少。 6 平成11(1999)年4月16日 7 6

4 早稲田奉仕園スコットホール
Waseda Hoshien Scott Hall



1 中央区明石町10番1号 2 昭和8(1933) 3 レーモンド、パーガミニ、フォイエルシュタイン 4 SRC造、7階(1) 5 居留地の名残をとどめる明石町のシンボル。 6 平成11(1999)年4月16日 7 3

2 聖路加国際病院(チャペル及び付属する旧病棟)
St. Luke's International Hospital Old Building



1 世田谷区岡本二丁目23番1号 2 大正13(1924) 3 桜井小太郎 4 RC造、2階 5 岡本の丘上に位置する岩崎家の文庫建築。桜井小太郎の代表的住宅建築。 6 平成11(1999)年4月16日 7 7

5 静嘉堂文庫
Seikado Bunko Library



1 新宿区西早稲田一丁目6番1号 2 大正14(1925) 3 今井兼次、桐山均一、内藤多仲 4 RC造一部S造、2階(1) 5 早稲田大学キャンパス内でも特に古い建築の一つ。今井兼次の代表作。 6 平成11(1999)年4月16日 7 5

3 早稲田大学2号館(旧図書館)
Waseda University Building No.2



1 世田谷区岡本二丁目23番1号 2 明治43(1910) 3 J・コンドル 4 石造、1階 5 J・コンドル設計の十字形平面の西洋式納骨堂として貴重な遺構。 6 平成11(1999)年4月16日 7 8

6 岩崎家玉川廟
Iwasakike Tamagawa Byo (Grave)



17 東京都復興記念館
Great Kanto Earthquake Memorial Museum

①墨田区横網二丁目3番25号②昭和6(1931)③伊東忠太、佐野利器④SRC造、2階⑤関東大震災からの東京の復興を記念した建物。⑥平成11(1999)年6月11日⑦21



22 旧岩淵水門
Former Iwabuchi-Watergate

①北区志茂五丁目地先②大正13(1924)③青山士④RC造一部S造、幅員9m、5門⑤荒川と隅田川が分かれる地点に設置された、幅員9m、ゲート5門の水門。真っ赤に塗られているため別名赤水門と呼ばれている。⑥平成11(1999)年10月8日⑦26



18 駒澤大学耕雲館(禅文化歴史博物館)
Komazawa University Kounkan

①世田谷区駒沢一丁目23番1号②昭和3(1928)③菅原栄蔵④RC造、3階(1)⑤駒澤大学震災復興期の唯一の遺構。日本人建築家の手によるライト風建築の典型例。⑥平成11(1999)年6月11日⑦22



23 蔵前橋
Kuramae Bridge

①台東区蔵前二丁目地内から墨田区横網二丁目地内まで②昭和2(1927)③復興局 井浦玄三④鋼アーチ橋RCアーチ橋、橋長173m、幅員22m⑤関東大震災の後、架け替えられ、当時としては思い切ったアーチ橋造りで注目を集めた。⑥平成11(1999)年10月8日⑦30



19 中央区立常盤小学校
Tokiwa Elementary School

①中央区日本橋本石町四丁目4番26号②昭和4(1929)③東京市④RC造、3階⑤震災復興事業の一つとして建てられた小学校の初期の代表的な作品。表現派風建築として、貴重な遺構。⑥平成11(1999)年10月8日⑦23



24 厩橋
Umay Bridge

①台東区蔵前二丁目地内から墨田区本所一丁目地内まで②昭和4(1929)③東京市④鋼アーチ橋、橋長151.4m、幅員24m⑤優美な三つの曲線が連なるアーチとなっている。⑥平成11(1999)年10月8日⑦31



20 中央区立泰明小学校
Taimai Elementary School

①中央区銀座五丁目1番13号②昭和4(1929)③東京市④RC造、3階(1)⑤震災復興事業の一つとして建てられた小学校。カーブを描く壁面やアーチ窓等、全体的に表現派風の意匠をもつ建物。⑥平成11(1999)年10月8日⑦24



25 駒形橋
Komagata Bridge

①台東区雷門二丁目地内から墨田区東駒形一丁目地内まで②昭和2(1927)③復興局 岩切良助④鋼アーチ橋、橋長146.3m、幅員25m⑤橋の中央部と左右の床板の下側にアーチのある橋。⑥平成11(1999)年10月8日⑦32



21 国立国会図書館国際子ども図書館
International Library of Children's Literature, National Diet Library

①台東区上野公園12番49号②明治39(1906)、昭和4(1929)、平成14(2002)③久留正道、真水英夫他、安藤忠雄④S・れんが造一部RC造、3階(1)一部7階⑤東洋最大規模を目標に計画されたわが国初の国立図書館。⑥平成11(1999)年10月8日⑦25



26 吾妻橋
Azuma Bridge

①台東区花川戸一丁目地内から墨田区吾妻橋一丁目地内まで②昭和6(1931)③東京市④鋼アーチ橋、橋長132.5m、幅員20m⑤関東大震災の後、架け替えられた床板の下側に3連アーチがある橋。⑥平成11(1999)年10月8日⑦33

特に景観上重要な歴史的建造物等 一覧 (区市町村別)

〈別表3〉

区市町村名	番号	建造物等の名称	所在地	構造、規模・階数(地下)	文化財等の区分	掲載ページ
千代田区	1	日本ハリストス正教会教団復活大聖堂(ニコライ堂)	千代田区神田駿河台四丁目1番地3	れんが造・石造、1階	国指定重要文化財(建造物)	17
	45	東京駅丸の内本屋	千代田区丸の内一丁目1番3号	鉄骨れんが造、2階一部3階(1)	国指定重要文化財(建造物)	21
	49	旧李王家東京邸(赤坂プリンスクラシックハウス)	千代田区紀尾井町1番2号	RC造一部木造、2階塔屋付	東京都指定有形文化財(建造物)	22
	53	日比谷公園	千代田区日比谷公園	—	東京都景観重要公共施設	22
中央区	2	日本銀行本店本館	中央区日本橋本石町二丁目1番1号	れんが造・石造、3階	国指定重要文化財(建造物)	17
	3	三井本館	中央区日本橋室町二丁目1番1号	SRC造、5階(2)屋上塔屋付	国指定重要文化財(建造物)	17
	4	日本橋	中央区日本橋一丁目・日本橋室町一丁目間	石造、二連アーチ橋	国指定重要文化財(建造物)	17
	22	旧浜離宮庭園(浜離宮恩賜庭園)	中央区浜離宮庭園	324,497.74㎡	国指定特別名勝・特別史跡	19
	31	勝鬨橋	中央区勝どき一丁目地内から中央区築地六丁目地内まで	双葉跳開橋・鋼アーチ橋、橋長246.0m、幅員25m	国指定重要文化財(建造物)	20
	37	築地本願寺本堂	中央区築地三丁目15番1号	RC造一部SRC造、2階(一部1)	国指定重要文化財(建造物)	20
中央区・江東区	38	三越日本橋本店	中央区日本橋室町一丁目4番1号	SRC造、7階(3)	国指定重要文化財(建造物)	20
	32	永代橋	中央区新川一丁目地内から江東区永代一丁目地内まで	鋼アーチ橋、橋長184.7m、幅員25m	国指定重要文化財(建造物)	20
港区	33	清洲橋	中央区日本橋中洲地内から江東区清澄一丁目地内まで	鋼吊橋、橋長186.2m、幅員25m	国指定重要文化財(建造物)	20
	12	明治学院(インブリー館・記念館・礼拝堂)	港区白金台一丁目2番37号	木造/れんが造・木造/れんが造・木造、2階/2階/1階	国指定重要文化財(建造物)、港区指定有形文化財(建造物)・同左	18
	23	旧芝離宮庭園(旧芝離宮恩賜庭園)	港区海岸一丁目	43,406.74㎡	国指定名勝	19
	24	品川台場(台場公園)	港区台場一丁目	46,061.4㎡及び各台場の周囲30間以内の海面	国指定史跡	19
	46	旧東宮御所(迎賓館赤坂離宮)	港区元赤坂二丁目1番1号	石造・鉄骨れんが造、2階(1)	国宝(建造物)	21
	47	旧朝香宮邸	港区白金台五丁目二番	RC造/木造、2階建一部3階(一部1)/—	国指定重要文化財(建造物)	21
	58	芝公園	港区芝公園一・二・三・四丁目	—	港区景観重要公共施設	22
	61	有栖川宮記念公園	港区南麻布五丁目7番29号	—	港区景観重要公共施設	23
	63	旧白金御料地(自然教育園)	港区白金台五丁目・品川区上大崎二丁目	—	国指定天然記念物・史跡	23
	港区・品川区	34	早稲田大学大隈記念講堂	新宿区戸塚町一丁目104番地1	RC造(一部S造)、3階(1)	国指定重要文化財(建造物)
35		聖徳記念絵画館	新宿区麩ヶ丘町1番1号	RC造、1階(一部2階)(1)	国指定重要文化財(建造物)	20
41		新宿御苑・新宿御苑旧洋館御休所	新宿区内藤町11番地	木造、建築面積480.1㎡	東京都景観重要公共施設、国指定重要文化財(建造物)	21
文京区	5	六義園	文京区本駒込六丁目	89,305.25㎡	国指定特別名勝	17
	25	小石川後樂園	文京区後楽一丁目	67,044.20㎡	国指定特別史跡・特別名勝	19
	65	小石川植物園(御薬園跡及び養生所跡)	文京区白山三丁目	161,588.4㎡	国指定名勝・史跡	23
	66	湯島聖堂	文京区湯島一丁目	—	国指定史跡	23
	71	旧安田橋雄邸庭園	文京区千駄木五丁目20番18号	—	東京都指定名勝	24
台東区	26	旧岩崎家住宅(旧岩崎邸庭園)	台東区池之端一丁目	18,245.56㎡	国指定重要文化財(建造物)	19
	42	旧東京帝室博物館本館(東京国立博物館)	台東区上野公園13番9号	SRC造、2階	国指定重要文化財(建造物)	21
	43	旧東京科学博物館本館(国立科学博物館)	台東区上野公園7番20号	RC造一部SRC造、3階(1)	国指定重要文化財(建造物)	21
	44	国立西洋美術館本館	台東区上野公園7番7号	RC造、2階	国指定重要文化財(建造物)	21
	52	上野恩賜公園	台東区上野公園、池之端三丁目	—	東京都景観重要公共施設、台東区景観重要公共施設	22
	67	横山大観旧宅及び庭園	台東区池之端一丁目4番24号	—	国指定史跡・名勝	23
	68	旧朝倉文夫氏庭園(朝倉彫塑館)	台東区谷中七丁目	—	国指定名勝	23
	56	隅田公園	台東区花川戸1番地、墨田区向島一・二・五丁目	—	台東区景観重要公共施設	22
墨田区	13	向島百花園	墨田区向島三丁目	10,047.74㎡	国指定名勝・史跡	18
	14	旧安田庭園	墨田区横綱一丁目12番1号	10,882.39㎡	東京都指定名勝	18
江東区	15	旧弾正橋(八幡橋)	江東区富岡一・二丁目	鉄製単径間アーチ橋、橋長15.7m、幅員3.6m	国指定重要文化財(建造物)	18
	27	清澄庭園	江東区清澄二・三丁目	37,434.32㎡	東京都指定名勝	19
目黒区	6	旧前田家本邸(駒場公園)	目黒区駒場四丁目3番55号 目黒区立駒場公園内	RC造/木造、2階(1)/2階	国指定重要文化財(建造物)	17
大田区	16	池上本門寺(五重塔・宝塔)	大田区池上一丁目1番1号	木造、総高約31m/総高17.5m	国指定重要文化財(建造物)	18
世田谷区	17	浄真寺(仁王門・三仏堂・奥沢城跡)	世田谷区奥沢七丁目41番3号	木造、1階	世田谷区指定有形文化財(建造物)・史跡	18
	18	徳富蘆花旧宅	世田谷区粉谷一丁目20番1号 蘆花恒春園内	—	東京都指定史跡	18
渋谷区	36	明治神宮宝物殿	渋谷区代々木神園町1番1号	SRC造、1階	国指定重要文化財(建造物)	20
	40	旧朝倉家住宅	渋谷区猿楽町29番地	木造、2階	国指定重要文化財(建造物)	21
	48	旧三宅雪嶺邸三宅文庫	渋谷区初台二丁目27番14号	RC造、2階(1)	東京都指定有形文化財(建造物)	21
	54	代々木公園	渋谷区代々木神園町、神南二丁目	—	渋谷区景観重要公共施設	22
杉並区	74	千駄ヶ谷の富士塚(鳩森八幡神社内)	渋谷区千駄ヶ谷一丁目1番24号	—	東京都指定有形民俗文化財	24
	59	善福寺公園	杉並区善福寺二・三丁目	—	杉並区景観重要公共施設	23
豊島区	7	雑司ヶ谷鬼子母神堂(法明寺鬼子母神堂)	豊島区雑司ヶ谷三丁目15番20号	木造、1階	国指定重要文化財(建造物)	17

区市町村名	番号	建造物等の名称	所在地	構造、 規模・階数(地下)	文化財等の区分	掲載 ページ
北区	28	旧古河氏庭園(旧古河庭園)	北区西ヶ原一丁目	30,780.86㎡	国指定名勝	19
	30	旧渋沢家飛鳥山邸 (晩香廬・青淵文庫)	北区西ヶ原二丁目16番1号	木造/RC造・れんが造、1階/2階	国指定重要文化財(建造物)	20
	39	旧醸造試験所第一工場	北区海野川二丁目六番	れんが造、建築面積923.30㎡	国指定重要文化財(建造物)	21
	55	飛鳥山公園	北区王子一丁目1番3号	—	北区景観重要公共施設	22
練馬区	60	石神井公園	練馬区石神井台一・二丁目、 石神井町五丁目	—	練馬区景観重要公共施設	23
葛飾区	75	水元公園	葛飾区水元公園、水元猿町、東金町五・ 八丁目、埼玉県三郷市高洲三丁目	—	東京都景観重要公共施設	24
江戸川区	69	一之江名主屋敷	江戸川区春江町二丁目21番20号	—	東京都指定史跡	24
羽村市から渋谷区	64	玉川上水、小金井(サクラ)	羽村市から渋谷区	—	国指定史跡、国指定名勝	23
八王子市	8	広國寺(総門・山門・仏殿・ 鐘樓・境域)	八王子市山田町1577番地	木造、1階	東京都指定有形文化財 (建造物)・史跡	17
	73	小泉家屋敷	八王子市鎌水	—	東京都指定有形民俗文化財	24
武蔵野市・三鷹市	9	井の頭恩賜公園・井の頭池	武蔵野市御殿山一丁目、吉祥寺南町一丁目、三鷹市 井の頭三・四・五丁目、下連雀一丁目、早稲田町	—	東京都景観重要公共施設、 都指定旧跡・史跡	18
青梅市	72	旧稲葉家住宅	青梅市森下町499番地	—	東京都指定有形民俗文化財	24
府中市	10	大國魂神社本殿及び 馬場大門のケヤキ並木	府中市宮町三丁目1番地、宮町一丁目、 宮町西一・二丁目、寿町一丁目、府中町一丁目	木造、1階	東京都指定有形文化財(建造物)、 国指定天然記念物	18
	19	高安寺観音堂	府中市片町二丁目4番地	木造、1階	府中市指定有形文化財 (重宝)(建造物)	19
	21	東京農工大学農学部本館	府中市幸町三丁目5番地の8	SRC造、3階	国登録有形文化財(建造物)	19
調布市	57	神代植物公園	調布市深大寺元町二・五丁目、深大寺 北町一・二丁目、深大寺南町四・五丁目	—	調布市景観重要公共施設	22
町田市	62	栗師池公園	町田市野津田町3270番地	—	町田市景観重要公共施設	23
小金井市	50	旧前川家住宅主屋 (江戸東京たてもの園内)	小金井市桜町三丁目7番1号 都立 小金井公園内江戸東京たてもの園内	木造、2階	東京都指定有形文化財(建造物)	22
小金井市・小平市・ 西東京市・武蔵野市	76	小金井公園	小金井市桜町三丁目、関野町一・二丁目、小平市小金井 南町三丁目、西東京市向台六丁目、武蔵野市後堤三丁目	—	東京都景観重要公共施設	24
日野市	11	金剛寺不動堂・仁王門(高幡不動)	日野市高幡733番地	木造、1階	国指定重要文化財(建造物)	18
国分寺市	29	殿ヶ谷戸庭園(隋宣園)	国分寺市南町二丁目	17,701.89㎡	国指定名勝	20
	70	真姿の池湧水群	国分寺市西元町一丁目13番 外	—	東京都指定名勝	24
西東京市	51	田無神社本殿・拝殿	西東京市田無町三丁目7番4号	木造	東京都指定有形文化財(建造物)	22
多摩市	20	旧多摩聖蹟記念館	多摩市連光寺五丁目1番地1	RC造、1階	多摩市指定有形文化財(建造物)	19

(注1) 原則として、建造物の内部や敷地の公開はしていません。見学等につきましては、各建造物の管理者にお問い合わせください。

(注2) 22 旧浜離宮庭園は、庭園の周辺東南側50間以内及び北東・北西・南西側各10間以内の海面を含みます。

(注3) 24 品川台場は、第三台場及び第六台場の周辺30間以内の海面を含みます。

(注4) 64 玉川上水が所在する区市町村は、羽村市・福生市・昭島市・立川市・小平市・小金井市・西東京市・武蔵野市・三鷹市・杉並区・世田谷区・渋谷区です。64 小金井(サクラ)が所在する区市町村は、小金井市・小平市・武蔵野市・西東京市です。

第3 特に景観上重要な歴史的建造物等

(令和3年(2021年)3月1日現在)

文化財など歴史的な価値のある建造物や庭園等のうち、これらを含む周辺の良い景観の形成に特に重大な影響を与えるものとして定めたものです。特に景観上重要な歴史的建造物等の周辺で建築行為等を行う場合には、歴史的景観形成の指針への配慮をお願いしています。

<凡例> ①番号・名称 ②所在地 ③構造、規模・階数(地下) ④文化財等の区分 ⑤通知年月日 ⑥選定番号

* 構造については、鉄骨造はS造、鉄筋コンクリート造はRC造、鉄骨鉄筋コンクリート造はSRC造と表記しています。



- ①千代田区神田駿河台四丁目1番地3
- ②れんが造・石造、1階
- ③国指定重要文化財(建造物)
- ④平成13(2001)年5月25日
- ⑤-

1 日本ハリストス正教会教団復活大聖堂(ニコライ堂)
Holy Resurrection Cathedral (Orthodox Church in Japan) (Nikolai-do)



- ①文京区本駒込六丁目
- ②89,305.25㎡
- ③国指定特別名勝
- ④平成13(2001)年5月25日
- ⑤-

5 六義園
Rikugien Gardens



- ①中央区日本橋本石町二丁目1番1号
- ②れんが造・石造、3階
- ③国指定重要文化財(建造物)
- ④平成13(2001)年5月25日
- ⑤-

2 日本銀行本店本館
The Old Building of the head office of Bank of Japan



- ①目黒区駒場四丁目3番55号 目黒区立駒場公園内
- ②RC造/木造、2階(1)/2階
- ③国指定重要文化財(建造物)
- ④平成13(2001)年5月25日(洋館)、平成30(2018)年3月29日(和館)
- ⑤-

6 旧前田家本邸(駒場公園)
Kyu-Maeda-Ke-Hontei (Former Residence of the Maeda Family) (Komaba Park)



- ①中央区日本橋室町二丁目1番1号
- ②SRC造、5階(2)屋上塔屋付
- ③国指定重要文化財(建造物)
- ④平成13(2001)年5月25日
- ⑤-

3 三井本館
Mitsui Main Building



- ①豊島区雑司が谷三丁目15番20号
- ②木造、1階
- ③国指定重要文化財(建造物)
- ④平成13(2001)年5月25日
- ⑤-

7 雑司ヶ谷 冨母神堂(法明寺 冨母神堂)
Zoshigaya Kishimojin Temple



- ①中央区日本橋一丁目・日本橋室町一丁目間
- ②石造、二連アーチ橋
- ③国指定重要文化財(建造物)
- ④平成13(2001)年5月25日
- ⑤-

4 日本橋
Nihonbashi Bridge



- ①八王子市山田町1577番地
- ②木造、1階
- ③東京都指定有形文化財(建造物)・史跡
- ④平成13(2001)年5月25日
- ⑤-

8 広園寺(総門・山門・仏殿・鐘楼・境域)
Kouonji



- ①府中市片町二丁目4番地
- ②木造、1階
- ③府中市指定有形文化財(重宝)(建造物)
- ④平成14(2002)年11月28日
- ⑤-

19 高安寺観音堂
Kannon-do of Kouanji Temple



- ①港区台場一丁目
- ②46,061.4㎡及び各台場の周囲30間以内の海面
- ③国指定史跡
- ④平成16(2004)年3月30日
- ⑤-

24 品川台場(台場公園)
Shinagawa Daiba (Daiba Park)



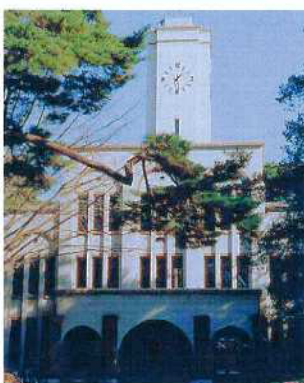
- ①多摩市連光寺五丁目1番地1
- ②RC造、1階
- ③多摩市指定有形文化財(建造物)
- ④平成14(2002)年11月28日
- ⑤-

20 旧多摩聖蹟記念館
Kyū Seiseki Memorial Hall



- ①文京区後楽一丁目
- ②67,044.20㎡
- ③国指定特別史跡・特別名勝
- ④平成16(2004)年3月30日
- ⑤-

25 小石川後樂園
Koishikawa Korakuen Gardens



21 東京農工大学農学部本館
Tokyo University of Agriculture and Technology Offices for the Faculty of Agriculture

- ①府中市幸町三丁目5番地の8
- ②SRC造、3階
- ③国登録有形文化財(建造物)
- ④平成15(2003)年2月27日
- ⑤-



- ①台東区池之端一丁目
- ②18,245.56㎡
- ③国指定重要文化財(建造物)
- ④平成16(2004)年3月30日
- ⑤-

26 旧岩崎家住宅(旧岩崎邸庭園)
Former Iwasaki Residence (Kyu Iwasaki-tei Gardens)



- ①中央区浜離宮庭園
- ②324,497.74㎡
- ③国指定特別名勝・特別史跡
- ④平成16(2004)年3月30日
- ⑤-

22 旧浜離宮庭園(浜離宮恩賜庭園)
Kyu Hama-rikyu Gardens (Hama-rikyu Gardens)



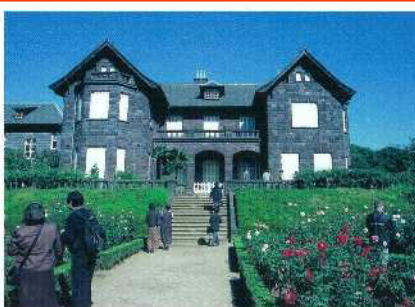
- ①江東区清澄二・三丁目
- ②37,434.32㎡
- ③東京都指定名勝
- ④平成16(2004)年3月30日
- ⑤-

27 清澄庭園
Kiyosumi Gardens



- ①港区海岸一丁目
- ②43,406.74㎡
- ③国指定名勝
- ④平成16(2004)年3月30日
- ⑤-

23 旧芝離宮庭園(旧芝離宮恩賜庭園)
Kyu Shiba-rikyu Gardens



- ①北区西ヶ原一丁目
- ②30,780.86㎡
- ③国指定名勝
- ④平成16(2004)年3月30日
- ⑤-

28 旧古河氏庭園(旧古河庭園)
Kyu Furukawa Gardens



- ① 国分寺市南町二丁目
- ② 17,701.89㎡
- ③ 国指定名勝
- ④ 平成16(2004)年3月30日
- ⑤ -

29 殿ヶ谷戸庭園 (隋宮園)
Tonogayato Gardens (Zuigien)



- ① 新宿区戸塚町一丁目104番地1
- ② RC造(一部S造)、3階(1)
- ③ 国指定重要文化財(建造物)
- ④ 平成29(2017)年3月31日
- ⑤ 35

34 早稲田大学大隈記念講堂
Waseda University Okuma Auditorium



- ① 北区西ヶ原二丁目16番1号
- ② 木造/RC造・れんが造、1階/2階
- ③ 国指定重要文化財(建造物)
- ④ 平成29(2017)年3月31日
- ⑤ 30~31

30 旧渋沢家飛鳥山邸(晩香廬・青淵文庫)
Bankoro and Seien Bunko, The Site of Shibusawa Family Villa, Asukayama



- ① 新宿区霞ヶ丘町1番1号
- ② RC造、1階(一部2階)(1)
- ③ 国指定重要文化財(建造物)
- ④ 平成29(2017)年3月31日
- ⑤ 36

35 聖徳記念絵画館
Meiji Memorial Picture Gallery



- ① 中央区勝どき一丁目地内から中央区築地六丁目地内まで
- ② 双葉跳開橋・鋼アーチ橋、橋長246.0m、幅員25m
- ③ 国指定重要文化財(建造物)
- ④ 平成29(2017)年3月31日
- ⑤ 32

31 勝鬨橋
Kachidoki-Bashi Bridge



- ① 渋谷区代々木神園町1番1号
- ② SRC造、1階
- ③ 国指定重要文化財(建造物)
- ④ 平成29(2017)年3月31日
- ⑤ 37

36 明治神宮宝物殿
Meijiingu Treasure Museum



- ① 中央区新川一丁目地内から江東区永代一丁目地内まで
- ② 鋼アーチ橋、橋長184.7m、幅員25m
- ③ 国指定重要文化財(建造物)
- ④ 平成29(2017)年3月31日
- ⑤ 33

32 永代橋
Eitai-Bashi Bridge



- ① 中央区築地三丁目15番1号
- ② RC造一部SRC造、2階(一部1)
- ③ 国指定重要文化財(建造物)
- ④ 平成29(2017)年3月31日
- ⑤ 38

37 築地本願寺本堂
Main Hall of Tsukiji Hongwan-ji Temple



- ① 中央区日本橋中洲地内から江東区清澄一丁目地内まで
- ② 鋼吊橋、橋長186.2m、幅員25m
- ③ 国指定重要文化財(建造物)
- ④ 平成29(2017)年3月31日
- ⑤ 34

33 清洲橋
Kiyosu-Bashi Bridge



- ① 中央区日本橋室町一丁目4番1号
- ② SRC造、7階(3)
- ③ 国指定重要文化財(建造物)
- ④ 平成29(2017)年3月31日
- ⑤ 39

38 三越日本橋本店
Mitsukoshi Nihombashi Main Store



- ① 北区滝野川二丁目六番
- ② れんが造、建築面積 923.30㎡
- ③ 国指定重要文化財(建造物)
- ④ 平成30(2018)年3月29日
- ⑤ -

39 旧醸造試験所第一工場
Kyu Jouzoushikenjo Daiichi Koujou



- ① 台東区上野公園7番7号
- ② RC造、2階
- ③ 国指定重要文化財(建造物)
- ④ 平成30(2018)年3月29日
- ⑤ -

44 国立西洋美術館本館
The National Museum of Western Art Main Building



- ① 渋谷区猿楽町29番地
- ② 木造、2階
- ③ 国指定重要文化財(建造物)
- ④ 平成30(2018)年3月29日
- ⑤ -

40 旧朝倉家住宅
Kyū Asakura House



- ① 千代田区丸の内一丁目1番3号
- ② 鉄骨れんが造、2階一部3階(1)
- ③ 国指定重要文化財(建造物)
- ④ 平成30(2018)年3月29日
- ⑤ -

45 東京駅丸ノ内本屋
Tokyo Station Marunouchi Station Building



- ① 新宿区内藤町11番地
- ② 木造、建築面積 480.1㎡
- ③ 東京都景観重要公共施設、国指定重要文化財(建造物)
- ④ 平成30(2018)年3月29日
- ⑤ -

41 新宿御苑・新宿御苑旧洋館御休所
Shinjuku Gyoen National Garden and Shinjuku Gyoen Old Imperial Rest House (Kyu-Gokyo-Ji-Sho)



- ① 港区元赤坂二丁目1番1号
- ② 石造・鉄骨れんが造、2階(1)
- ③ 国宝(建造物)
- ④ 平成30(2018)年3月29日
- ⑤ -

46 旧東宮御所(迎賓館赤坂離宮)
The State Guest House, Akasaka Palace



- ① 台東区上野公園13番9号
- ② SRC造、2階
- ③ 国指定重要文化財(建造物)
- ④ 平成30(2018)年3月29日
- ⑤ -

42 旧東京帝室博物館本館(東京国立博物館)
Tokyo National Museum Honkan



- ① 港区白金台五丁目二六番
- ② RC造/木造、2階建一部3階(一部1)/一
- ③ 国指定重要文化財(建造物)
- ④ 平成30(2018)年3月29日
- ⑤ -

47 旧朝香宮邸
Kyu Asaka-no-miya-tei (Former Residence of Prince Asaka)



- ① 台東区上野公園7番20号
- ② RC造一部SRC造、3階(1)
- ③ 国指定重要文化財(建造物)
- ④ 平成30(2018)年3月29日
- ⑤ -

43 旧東京科学博物館本館(国立科学博物館)
National Museum of Nature and Science Japan Gallery



48 旧三宅雪嶺邸
三宅文庫
Kyu Miyake Setsurei Tei
Miyake Bunko

- ① 渋谷区初台二丁目27番14号
- ② RC造、2階(1)
- ③ 東京都指定有形文化財(建造物)
- ④ 平成30(2018)年3月29日
- ⑤ -



- ①千代田区紀尾井町1番2号
- ②RC造一部木造、2階塔屋付
- ③東京都指定有形文化財(建造物)
- ④平成30(2018)年3月29日
- ⑤-

49 旧李王家東京邸(赤坂プリンス クラシックハウス)
Former Residence of the Yi Imperial Family (The Classic House at Akasaka Prince)



- ①渋谷区代々木神園町、神南二丁目
- ②-
- ③渋谷区景観重要公共施設
- ④平成30(2018)年3月29日
- ⑤-

54 代々木公園
Yoyogi Park



- ①小金井市桜町三丁目7番1号 都立小金井公園内江戸東京たてもの園内
- ②木造、2階
- ③東京都指定有形文化財(建造物)
- ④平成30(2018)年3月29日
- ⑤-

50 旧前川家住宅主屋(江戸東京たてもの園内)
House of Kunio Mayekawa (in Edo-Tokyo Open Air Architekutural Museum)



- ①北区王子一丁目1番3号
- ②-
- ③北区景観重要公共施設
- ④平成30(2018)年3月29日
- ⑤-

55 飛鳥山公園
Asukayama Park



- ①西東京市田無町三丁目7番4号
- ②木造
- ③東京都指定有形文化財(建造物)
- ④平成30(2018)年3月29日
- ⑤-

51 田無神社本殿・拝殿
Tanashi Jinja Honden/Haiden



- ①台東区花川戸1番地、墨田区向島一・二・五丁目
- ②-
- ③台東区景観重要公共施設
- ④平成30(2018)年3月29日
- ⑤-

56 隅田公園
Sumida Park



52 上野恩賜公園
Ueno Park

- ①台東区上野公園、池之端三丁目
- ②-
- ③東京都景観重要公共施設、台東区景観重要公共施設
- ④平成30(2018)年3月29日
- ⑤-



57 神代植物公園
Jindai Botanical Gardens

- ①調布市深大寺元町二・五丁目、深大寺北町一・二丁目、深大寺南町四・五丁目
- ②-
- ③調布市景観重要公共施設
- ④平成30(2018)年3月29日
- ⑤-



53 日比谷公園
Hibiya Park

- ①千代田区日比谷公園
- ②-
- ③東京都景観重要公共施設
- ④平成30(2018)年3月29日
- ⑤-



58 芝公園
Shiba Park

- ①港区芝公園一・二・三・四丁目
- ②-
- ③港区景観重要公共施設
- ④平成30(2018)年3月29日
- ⑤-

第6 東京都景観条例(抜粋)

平成18年10月12日公布(平成18年東京都条例第136号)

第4章 歴史的建造物の保存と歴史的景観の形成

(都選定歴史的建造物の選定)

第22条 知事は、歴史的な価値を有する建造物(以下「歴史的建造物」という。)であって、次に掲げる要件のいずれかに該当する建造物で、東京における良好な景観の形成を推進する上で重要なものを東京都選定歴史的建造物(以下「都選定歴史的建造物」という。)に選定することができる。ただし、文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条第1項、第78条第1項若しくは第109条第1項の規定により指定されたもの、同法第57条第1項の規定により登録されたもの、東京都文化財保護条例(昭和51年東京都条例第25号)第4条第1項、第26条第1項若しくは第33条第1項の規定により指定されたもの又は文化財保護法第182条第2項に規定する指定を区市町村が行ったもの(以下これらを「選定対象外建造物」という。)及び法第19条第1項の景観重要建造物(以下「景観重要建造物」という。)を除く。

- 一 東京の歴史及び文化を特徴付けているもの
 - 二 地域の象徴となっているもの
 - 三 多くの都民に親しまれており、地域の個性を形成する核となっているもの
- 2 知事は、都選定歴史的建造物を選定しようとするときは、あらかじめ、当該建造物の存する区市町村の長の意見を聴くものとする。
- 3 知事は、都選定歴史的建造物を選定しようとするときは、あらかじめ、第35条の東京都景観審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 知事は、都選定歴史的建造物を選定しようとするときは、あらかじめ、当該建造物の所有者及び権原に基づく占有者(以下「所有者等」という。)の同意を得なければならない。
- 5 知事は、都選定歴史的建造物を選定したときは、その旨を当該都選定歴史的建造物の存する区市町村の長及び当該都選定歴史的建造物の所有者等に通知するものとする。
- 6 知事は、都選定歴史的建造物を選定したときは、その旨を告示しなければならない。

(選定の解除)

第23条 知事は、都選定歴史的建造物について保存のための措置を講ずる必要がなくなった場合その他特別の事情があると認めるときは、都選定歴史的建造物の選定を解除することができる。

- 2 知事は、前項の規定により都選定歴史的建造物の選定を解除しようとするときは、あらかじめ、都選定歴史的建造物の所有者等の意見を聴くものとする。
- 3 前条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定は、第1項の規定による選定の解除について準用する。

第24条 知事は、都選定歴史的建造物が選定対象外建造物又は景観重要建造物となったときは、都選定歴史的建造物の選定を解除するものとする。

- 4 第22条第5項及び第6項の規定は、前項の規定による選定の解除について準用する。

(都選定歴史的建造物の保存)

第25条 都選定歴史的建造物の所有者等は、当該都選定歴史的建造物の良好な景観の形成における価値を尊重し、その保存に努めなければならない。

(滅失又はき損)

第26条 都選定歴史的建造物の所有者は、当該都選定歴史的建造物の全部又は一部が滅失し、又はき損したときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(現状変更)

第27条 都選定歴史的建造物の現状を変更しようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置として行う場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書に規定する非常災害のために必要な応急措置により都選定歴史的建造物の現状を変更した者は、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

- 3 知事は、第1項の規定による届出に係る都選定歴史的建造物の現状の変更が良好な景観の形成における価値を損なうと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

- 4 第22条第3項の規定は、前項に規定する指導及び助言について準用する。

(所有者又は占有者の変更)

第28条 都選定歴史的建造物の所有者又は権原に基づく占有者が変更したときは、新たな所有者又は権原に基づく占有者は、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

- 2 都選定歴史的建造物の所有者等は、氏名若しくは名称又は住所若しくは所在地を変更したときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

(歴史的景観形成の指針等)

第32条 知事は、都選定歴史的建造物その他の歴史的建造物、史跡又は名勝のうち、これらを含む周辺の良い景観(以下「歴史的景観」という。)の形成に特に重大な影響を与えるものを、特に景観上重要な都選定歴史的建造物等(以下「特に景観上重要な都選定歴史的建造物等」という。)として定めることができる。

- 2 知事は、特に景観上重要な都選定歴史的建造物等の歴史的景観の形成を推進するための指針(以下「歴史的景観形成の指針」という。)を定めるものとする。

- 3 知事は、特に景観上重要な都選定歴史的建造物等を定めたとき又は歴史的景観形成の指針を定めたときは、これを公表しなければならない。

- 4 第22条第3項の規定は、特に景観上重要な都選定歴史的建造物等を定める場合又は歴史的景観形成の指針を定める場合において準用する。

- 5 前2項の規定は、特に景観上重要な都選定歴史的建造物等の解除及び歴史的景観形成の指針の変更について準用する。

(歴史的景観形成の指針の配慮)

第33条 法第16条第1項の規定による届出を行おうとする者は、歴史的景観形成の指針に配慮するよう努めなければならない。

(都選定歴史的建造物等の保存並びに歴史的景観の形成のための支援及び助成)

第34条 知事は、都民又は事業者が都選定歴史的建造物及び景観重要建造物(景観行政団体となった区市町村の長が指定した景観重要建造物を除く。)を保存し、又は歴史的景観を形成するに当たり必要があると認めるときは、技術的支援、適正な助成その他の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第9条及び附則第9項の規定については、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 4 この条例の施行の際、旧条例第29条第1項の規定により選定された都選定歴史的建造物は、この条例第22条第1項の規定により選定された都選定歴史的建造物とみなす。

- 5 この条例の施行の際、旧条例第36条第1項の規定により定められた都選定歴史的建造物等は、この条例第32条第1項の規定により定められた特に景観上重要な都選定歴史的建造物等とみなす。

- 6 この条例の施行の際、旧条例第36条第1項の規定により定められた歴史的景観保全の指針は、この条例第32条第2項の規定により定められた歴史的景観形成の指針とみなす。

※ 景観法(平成16年法律第110号)を指す。

議事に関する資料

令和4年度 景観届出等の状況報告

- 北区景観づくり条例に基づく景観届出等の状況 . . . 2-1
- 景観形成重点地区西が丘地区における包括処理報告 . . . 2-2
- 建築物等の景観届出事例〈審査〉 . . . 2-3

北区景観づくり条例に基づく景観届出等の状況

＜建築物等の景観届出件数＞

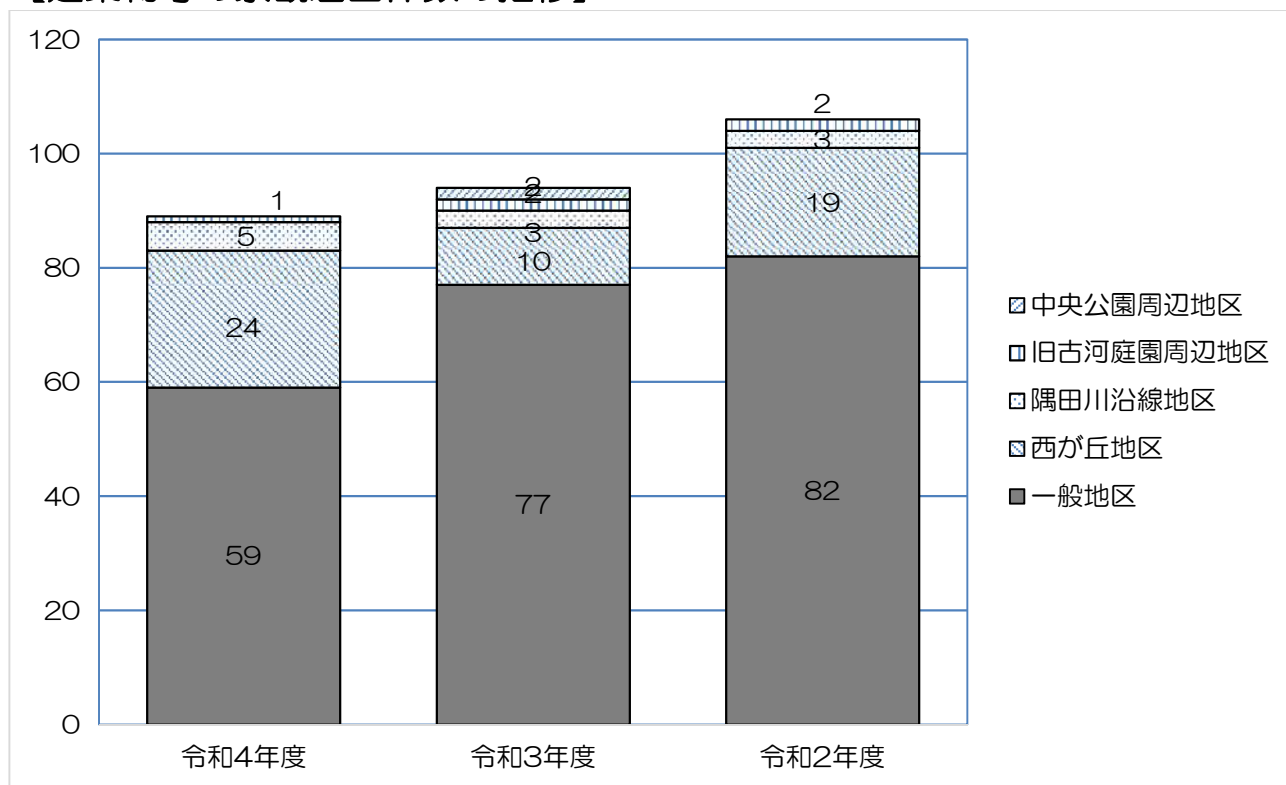
地区区分		行為	令和4年度※1	令和3年度	令和2年度
一般地区		建築行為	55件	65件	71件
		工作物	3件	8件	11件
		開発行為	1件	4件	0件
景観形成重点地区	西が丘地区	建築行為	24件	10件	19件
		工作物	0件	0件	0件
		開発行為	0件	0件	0件
	隅田川沿川地区	建築行為	5件	2件	2件
		工作物	0件	1件	1件
		開発行為	0件	0件	0件
	旧古河庭園周辺地区	建築行為	1件	2件	1件
		工作物	0件	0件	1件
		開発行為	0件	0件	0件
	中央公園周辺地区	建築行為	0件	1件	0件
		工作物	0件	0件	0件
		開発行為	0件	1件	0件
合計		建築行為	85件	80件	93件
		工作物	3件	9件	13件
		開発行為	1件	5件	0件
		届出合計	89件	94件	106件

＜屋外広告物の事前相談件数＞

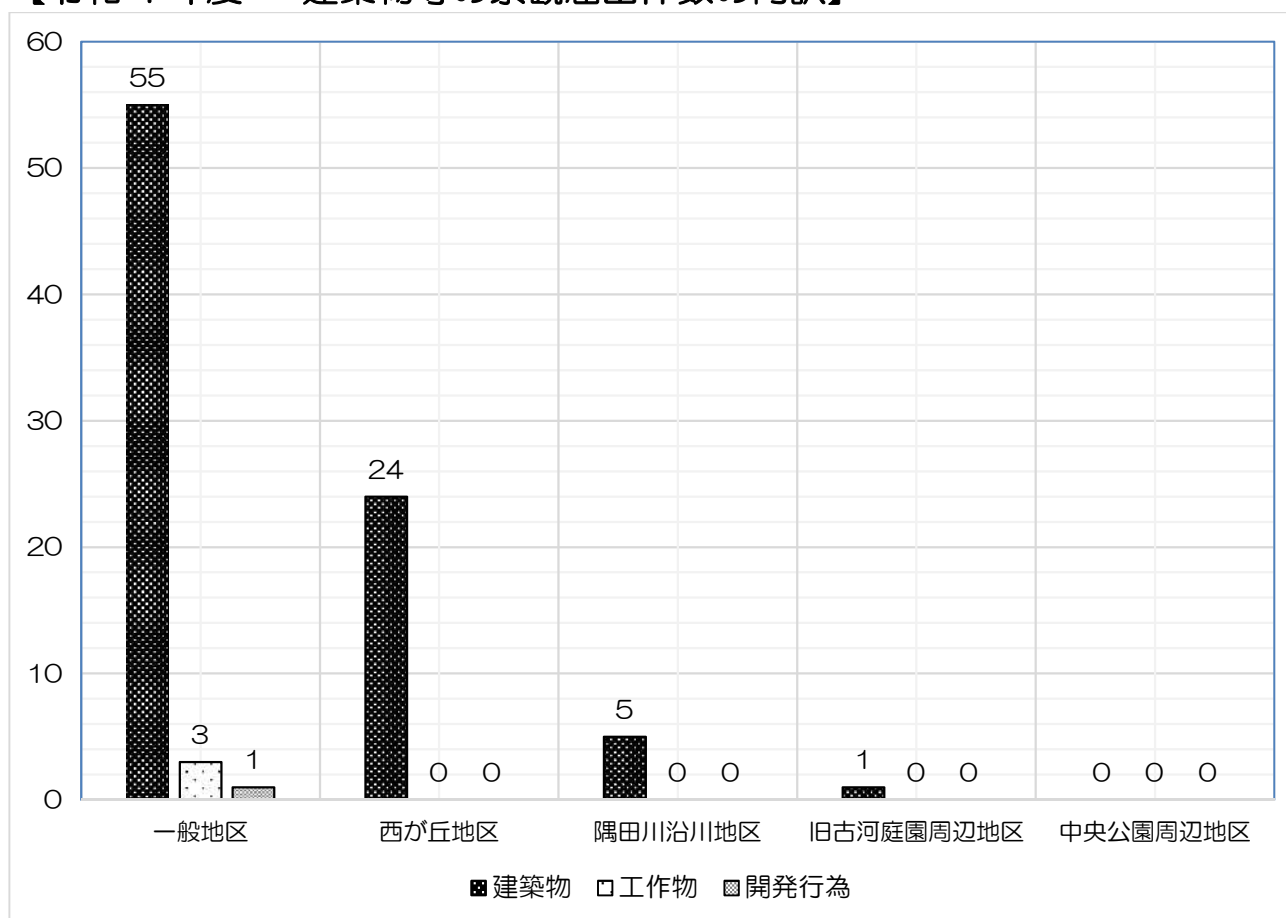
地区区分		行為	令和4年度※1	令和3年度	令和2年度
一般地区		表示掲出	5件	8件	8件
景観形成重点地区	西が丘地区	表示掲出	0件	0件	0件
	隅田川沿川地区	表示掲出	0件	0件	0件
	旧古河庭園周辺地区	表示掲出	0件	0件	0件
	中央公園周辺地区	表示掲出	0件	1件	0件
合計			5件	9件	8件

※1 令和4年4月1日～令和5年2月28日まで

【建築物等の景観届出件数の推移】



【令和4年度※1 建築物等の景観届出件数の内訳】



※1 令和4年4月1日～令和5年2月28日まで

景観形成重点地区西が丘地区における包括処理報告

景観形成重点地区西が丘地区においては、建築物の景観形成基準のうち、建築物のゆとりある配置や敷地面積のゆとりある敷地規模を保つための数値基準（以下「配置基準」、「規模基準」という。）を定めていますが、北区景観づくり審議会が認めた場合については、適用しないことができるとしています。

この手続きの迅速化、簡素化を図るため、北区景観づくり審議会の承認のもとに定めた「景観形成重点地区西が丘地区における景観形成基準に関する北区景観づくり審議会包括処理基準」（以下、「包括処理基準」という。）を平成 27 年 10 月 1 日から運用しています。

包括処理基準に基づき、規模基準を下回っている案件について、以下のとおり報告いたします。

【建築物の敷地面積の最低限度】

規模基準：100 m²

基準適用日：平成 27 年 10 月 1 日

<令和 4 年度^{※1}の包括処理基準（規模基準）による案件>

包括処理基準	件数	備考
適用除外		
ア：既存不適格の敷地・土地	2 件	案件 01、02
イ：公共公益上の施設	0	
ウ：公共公益施設整備に供する土地	0	
エ：2 項道路後退の土地	0	
特例措置		
ア：遺産相続等による分割	0	
イ：借地権解消による分割	0	
ウ：建築基準法などの違法性解消	0	

※1：令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 2 月 28 日まで

【案件の概要】

(1) 適用除外規定（既存不適格の敷地・土地）に関するもの

案件 01 <適用除外 ア：既存不適格の敷地・土地>
<input type="checkbox"/> 計画概要
専用住宅、木造 2 階建て（建築面積：56.09 m ² 、延べ面積：108.87 m ² ）
<input type="checkbox"/> 景観形成基準（規模基準）に対する適否
建築敷地 <u>89.69 m²</u> < 100 m ² 【不適合】
<input type="checkbox"/> 適用除外に対する確認
建築敷地は規模基準を下回っているが、登記簿等で昭和 45 年時点から現敷地面積であることが確認できたので、包括処理基準 4-(2)-ア（既存不適格敷地の敷地・土地）の規定により適用除外とした。

案件 02 <適用除外 ア：既存不適格の敷地・土地>
<input type="checkbox"/> 計画概要
専用住宅、木造 2 階建て（建築面積：56.97 m ² 、延べ面積：106.81 m ² ）
<input type="checkbox"/> 景観形成基準（規模基準）に対する適否
建築敷地 <u>82.61 m²</u> < 100 m ² 【不適合】
<input type="checkbox"/> 適用除外に対する確認
建築敷地は規模基準を下回っているが、建築計画概要書等で昭和 40 年時点から現敷地面積であることが確認できたので、包括処理基準 4-(2)-ア（既存不適格敷地の敷地・土地）の規定により適用除外とした。